

令和5年第3回定例会

大江町議会会議録

令和5年 9月28日 開会
令和5年 10月3日 閉会

大江町議会

令和5年第3回大江町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月28日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	5
○欠席議員	5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○本会議に職務のため出席した者	5
○感謝状贈呈	6
○開会の宣告	6
○町長挨拶	6
○開議の宣告	7
○議事日程の報告	7
○議員及び町執行部の紹介	8
○仮議席の指定	10
○議長の選挙	10
○所信表明会	10
○議席の指定	16
○会議録署名議員の指名	16
○会期決定の件	17
○副議長の選挙	17
○所信表明会	17
○諸般の報告	21
○行政報告	23
○各常任委員会委員等の選任	29
○各常任委員会正副委員長の選任	30

○議会運営委員会委員の選任	3 1
○議会運営委員会正副委員長の選任	3 1
○西村山広域行政事務組合議会議員の選挙	3 2
○議会選出各種委員等の推薦	3 3
○議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4
○議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5
○議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 6
○議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 7
○報第4号の上程、説明、質疑	3 8
○議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
○議第51号～議第59号の一括上程	4 4
○提案理由の説明	4 5
○監査委員報告	4 7
○散会の宣告	4 9

第 2 号 (9月29日)

○議事日程	5 1
○本日の会議に付した事件	5 1
○出席議員	5 2
○欠席議員	5 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 2
○本会議に職務のため出席した者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○一般質問	5 3
土 田 勵 一 君	5 3
櫻 井 和 彦 君	6 1
菊 地 邦 弘 君	6 9
藤 野 広 美 君	8 2
○散会の宣告	9 6

第 3 号 (10月2日)

○議事日程	97
○本日の会議に付した事件	97
○出席議員	98
○欠席議員	98
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	98
○本会議に職務のため出席した者	98
○開議の宣告	99
○議事日程の報告	99
○一般質問	99
大 沼 清 人 君	99
○散会の宣告	115

第 4 号 (10月3日)

○議事日程	117
○本日の会議に付した事件	117
○出席議員	118
○欠席議員	118
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	118
○本会議に職務のため出席した者	118
○開議の宣告	119
○議事日程の報告	119
○発言の取り消しについて	119
○議第51号の説明、質疑、討論、採決	120
○議第52号の説明、質疑、討論、採決	132
○議第53号の説明、質疑、討論、採決	134
○議第54号の説明、質疑、討論、採決	135
○議第55号の説明、質疑、討論、採決	136
○議第56号の説明、質疑、討論、採決	138

○議第57号の説明、質疑、討論、採決	139
○議第58号の説明、質疑、討論、採決	140
○決算特別委員会設置及び付託	143
○決算特別委員会報告	144
○議第59号の質疑、討論、採決	145
○閉会の宣告	145
○署名議員	147

大江町告示第46号

令和5年第3回大江町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月25日

大江町長 松田清隆

1 日 時 令和5年9月28日 午前10時

2 場 所 大江町議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

不応招議員（なし）

令和5年第3回大江町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月28日(木)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期決定
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 諸般の報告
- 日程第 8 行政報告
- 日程第 9 各常任委員会委員等の選任
- 日程第10 各常任委員会正副委員長の選任
- 日程第11 議会運営委員会委員の選任
- 日程第12 議会運営委員会正副委員長の選任
- 日程第13 西村山広域行政事務組合議会議員選挙
- 日程第14 議会選出各種委員等の推薦
- 日程第15 議第46号 大江町監査委員の選任について
- 日程第16 議第47号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第17 議第48号 大江町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議第49号 大江町教育委員会委員の任命について
- 日程第19 報第 4号 専決処分の報告について
(令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更)
- 日程第20 議第50号 令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の締結
について
- 日程第21 議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第22 議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

- 日程第 2 4 議第 5 4 号 令和 5 年度大江町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 5 議第 5 5 号 令和 5 年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 6 議第 5 6 号 令和 5 年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 7 議第 5 7 号 令和 5 年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議第 5 8 号 令和 5 年度大江町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 9 議第 5 9 号 令和 4 年度大江町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 0 監査委員報告

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君
代表監査委員	安藤宏君		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

◎感謝状贈呈

○総務課長（五十嵐大朗君） おはようございます。

それでは、ただいまから永年勤続退職議員の方への感謝状贈呈を行います。

町長、よろしくお願ひします。

それでは、前のほうに結城様、お進みください。

○町長（松田清隆君） 感謝状。

結城岩太郎殿。

あなたは、24年の長きにわたり、大江町議会議員として地方自治の振興と町政発展に寄与された功績は、まことに大きいものがあります。

よって、本町の躍進になお一層の貢献と指導をこいねがい、ここに深甚なる感謝の意を表します。

令和5年9月28日 大江町長 松田清隆。

ありがとうございました。（拍手）

○総務課長（五十嵐大朗君） 以上で感謝状の贈呈を終わります。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○臨時議長（土田勵一君） 皆さん、おはようございます。

改選後の初議会でありますので、地方自治法第107条の規定により、議長が決まるまで年長の議員が臨時的に議長の職務を行うことになっております。

したがいまして、私、土田勵一が議長が決まるまでの間、臨時に職務を代行しますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、令和5年第3回大江町議会定例会を開会いたします。

◎町長挨拶

○臨時議長（土田勵一君） 改選後の初議会に当たり、町長からご挨拶いただきます。

町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

大江町議会議員選挙後、初めてとなります令和5年第3回大江町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る9月10日執行の大江町議会議員選挙におきまして見事当選をいたしました皆さん、当選、誠にめでたうございます。

新型コロナウイルス感染拡大により、社会生活に様々な制限がある中、過ごしてきた3年半、町民の皆様にとって健康面、生活面、経済活動と、ありとあらゆる面で大きな大変な状況の中、町議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様から大江町におけるコロナ対策にご理解とご協力をいただいたからこそ、現在の大江町の状況になっていると思っております。

ウクライナへの侵攻に端を発した燃料費をはじめとする物価高騰は、コロナ禍での大変さに追い打ちをかけ、現在もその先行きについては見通せない状況が続いています。大江町の課題としても、人口減少や急激な少子化、治水対策など解決に向けて取り組んでいかなければならないことも山積みしております。

私はこうした課題に対して、町民の先頭に立って一つ一つスピード感を持って取り組んでいく所存ではありますが、町民の代表でありますここにいらっしゃる皆様方の協力なくしてなし得ることはできません。町政は二元代表制であります。緊張感とバランスを保ちながら進めていく必要があります。その一翼を担います大江町議会議員として4年間、町民の負託に応えるべく、誠心誠意努力を重ねていただきたいと思います。お互いに切磋琢磨をしながら大いに議論させていただくことで、ちょうどいい幸せを感じる、住んでよかったと思えるまちづくりに一緒に努めていただくことをお願いを申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○臨時議長（土田勵一君） それでは、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長（土田勵一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを、議場内での写真撮影を許可いたします。

◎議員及び町執行部の紹介

○臨時議長（土田勵一君） 議員及び町執行部の紹介を行います。

初めに、議会事務局長より議員の紹介を行います。

○議会事務局長（金子冬樹君） 議会事務局長の金子と申します。

それでは、私からお名前をお呼びいたします。

こちらから見て、前列左側からお呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

菊地英幸議員。

○（菊地英幸君） はい。おはようございます。よろしく願いします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 廣野秀樹議員。

○（廣野秀樹君） はい。おはようございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 大沼清人議員。

○（大沼清人君） はい。どうもおはようございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 菊地邦弘議員。

○（菊地邦弘君） はい。おはようございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 藤野広美議員。

○（藤野広美君） はい。おはようございます。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 櫻井和彦議員。

○（櫻井和彦君） はい。おはようございます。どうぞよろしく願いします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 安食幸治議員。

○（安食幸治君） はい。おはようございます。よろしく願いします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 関野幸一議員。

○（関野幸一君） はい。おはようございます。よろしく願いします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 宇津江雅人議員。

○（宇津江雅人君） はい。よろしく願いします。

○議会事務局長（金子冬樹君） 伊藤慎一郎議員。

- （伊藤慎一郎君） はい。よろしくお願いします。
- 議会事務局長（金子冬樹君） 土田勵一議員。
- （土田勵一君） よろしくお願いします。
- 議会事務局長（金子冬樹君） 以上でございます。
- 臨時議長（土田勵一君） 次に、総務課長より町執行部の紹介をお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） それでは、執行部の紹介をさせていただきます。
向かって右側前列より、松田清隆町長です。
- 町長（松田清隆君） よろしくお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 桃井亮一副町長です。
- 副町長（桃井亮一君） よろしくお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 清野均教育長です。
- 教育長（清野 均君） よろしくお願いします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 右側後列、私の隣が鈴木利通政策推進課長です。
- 政策推進課長（鈴木利通君） よろしくお願いします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 西田正広教育文化課長です。
- 教育文化課長（西田正広君） よろしくお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 左側前列から清水正紀地域振興課長です。
- 地域振興課長（清水正紀君） よろしくお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 櫻井洋志建設水道課長です。
- 建設水道課長（櫻井洋志君） はい。よろしくお願いします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 秋場浩幸農林課長です。
- 農林課長（秋場浩幸君） はい。よろしくお願いします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 農業委員会事務局長を併任しております。伊藤修健康福祉課長
です。
- 健康福祉課長（伊藤 修君） よろしくお願いいたします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 左側後列、阿部美代子税務町民課長です。
- 税務町民課長（阿部美代子君） はい。よろしくお願いします。
- 総務課長（五十嵐大朗君） 会計管理者兼出納室長を併任しております。
最後に、総務課長の五十嵐大朗です。選挙管理委員会書記長を併任しております。よろしく
お願いいたします。

以上で町執行部の紹介とさせていただきます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（土田勵一君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、さきの全員協議会で確認したとおり、ただいま着席の議席に指定いたします。

◎議長の選挙

○臨時議長（土田勵一君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙実施に当たり、大江町議会申合せ事項に基づきまして、町民に開かれた議会の実現のため、議長を志す議員が議会運営を行うに当たって所信及び抱負を表明する所信表明会を開催いたします。

所信表明会は本会議場において公開するものとし、インターネット中継をそのまま続けますが、休憩中に開会することとされていますので、一旦本会議を休憩します。

休憩 午前10時09分

◎所信表明会

○議会事務局長（金子冬樹君） 所信表明会を開催するに当たりまして、進行役は所信表明の申出書を提出した議員を除いた中で、年長の議員が行うことと申合せ事項で定められております。したがって、進行役を引き続き土田勵一議員にお願いいたします。

○進行（土田勵一君） ご指名でありますので、引き続き所信表明会の進行を務めますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

所信表明を行う順序は届け出順とし、時間は1人10分以内とされています。残り1分でベルを鳴らしますので、まとめてください。

傍聴される方は、大江町議会傍聴規則を準用し、所信表明者に対し賛意または反意を表す発言や拍手などはしてはならないとされていますので、ご承知おきください。

本日、9時までに届け出のあった議員は2人です。

それでは、届け出順に、8番、関野幸一君をお願いいたします。

○8番（関野幸一君） おはようございます。

所信表明の前に議会前の貴重な時間をいただきましたことを執行部の皆さん、また議会議員の皆様には厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、私の所信を述べさせていただきます。

このたび議長選に立候補いたしました関野幸一です。

この所信表明の場をお借りして、議長選への決意表明とさせていただきます。

初めての選挙で町民の皆様からこの議会に送り出していただいて、早いもので8年の年月が経過いたしました。以来、議員の皆様と切磋琢磨しながら議会の良好な運営のため、行動を共にしてまいりました。そして、縁あって今回の議長選への立候補の気持ちを固めた刹那に脳裏に浮かんだ情景が、8年前初めて議会に足を踏み入れたときと同じ緊張感にほかありません。そして、今、責任の重大さをひしひしと感じているところであります。

今、大江町では3年半余りに及んだ新型コロナウイルス感染症の影響による経済と町民生活の疲弊からの復興、大雨が降るたびに氾濫する最上川流域の安全・安心のための早期の堤防の完成、若者の町外への流出による人口減少、少子高齢化が顕著になっている問題が喫緊の課題の一つと感じております。このことは議員の皆様と共有できているものと思っております。そして、今この場におられる議員一人一人が、さきの町議会議員選挙で町民の皆様から、町民のための議会運営を託されたものと確認しております。しかるに、私たち議員も行政と手を携えて大好きな大江町のため、幸せで夢のある大江町を築き上げていかなければなりません。重い責任があります。

これらのことを踏まえ、細部にわたってはこの場で申し上げられませんが、所信の一端を述べさせていただきます。

議会運営につきましては、歴代議長の皆様が築き上げてこられた伝統を受け継ぐとともに、時代の流れの中で良識を取り入れながら副議長をはじめ議員の皆様と腹を割った議論を重ねながら議会運営を推進していかなければと思っております。また、その過程の中で生じてくるであろう議会改革の必要性については、現在進行中の議会のIT化の推進の活性はもちろん、議会活性化委員からの申入れを尊重し、問題点については議論を積み重ね、解決しなけ

ればならないと思っております。

最後に、今回の大江町議会議員選挙において、定数にはなりましたが、本町の議会議員選挙65年の歴史の中で初めての無投票となりました。このことは我々議員ばかりでなく、町民の皆様の大きな問題になったと思います。議会としても議員の成り手不足の問題をはじめ、議員定数についても議員の皆様と議論を重ねていながら、前向きに進めていかなければならない重大な案件と思っております。今後とも町民の声を積極的に受け止め、町民のための議会として行動することが必要と考えます。

以上が私の所信の一端になりますが、副議長、議会運営委員会、議会事務局と一体となり、健全な議会運営を行い、町政発展の一助になれるよう誠心誠意取り組んでまいります。つきましては、議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

以上、私の所信表明といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○進行（土田勵一君） 続いて、9番、宇津江雅人君、お願いいたします。

○9番（宇津江雅人君） 9番、宇津江です。

私は議会議長選に立候補するに当たりまして、これから所信を述べたいと思います。

まず最初に、今回の町議会選挙は残念ながら無投票という結果になってしまいました。全国的な課題になっております。このたびの町議選におきましては、関心はありますが、いろいろな事情により出馬、立候補できなかった方もおられるかもしれません。そこで、議員の成り手不足を解消するには、町民に寄り添った議会へと変わらなければなりません。

このため、3年数か月、コロナ禍で議会活動や行事等が制限され、自粛を余儀なくされてきました。今後、状況を鑑みまして、例えば、町民と議会との対話の集いや町内の各種団体との意見交換会などを実施すべき時期に来ているのではないかと考えます。つまり、議会活動の説明責任の徹底です。私たちは町民から選ばれ、信託を受けて議会に臨んでおります。議会をより町民に近づけ、信頼される存在にするための方策を検討すべき時期に来ていると考えます。そして、自己中心ではなく、議会の活性化と町民により近い信頼される議会にするために、偏るのではなく、公平に一体化できる議会にしなければなりません。

次に、議員定数は平成27年に改定以来、8年が経過しております。時代とともに町の状況も変化していますので、見直す時期に来ているのではないかと考えます。つまり、議会活性化委員会などの中で議員定数等検討特別委員会、これは仮称ですが、などを設置し、時間を

かけて諮っていく必要があると考えます。

次に、議員の皆さんには、それぞれ農林業、商工業、教育、子育て、あるいは危機管理などの得意分野があると思います。こういった各議員の知識や情報をお互いに共有し、切磋琢磨しながら二元代表制の一翼を担う議会として、町民の幸せのために議員皆さんと一緒に努力し、議長として中立公正な議会運営に努めてまいりたいと思います。

次に、議会だよりの件ですが、議会活動を町民に知っていただく唯一の便りであります。議長は発行責任者ではありますが、私は過去の広報委員の経験を生かし、広報常任委員会がスムーズに編集作業ができるよう、アドバイスなり支援をしていきたいと考えております。

また、改選後に新しくなられた議員を主体に勉強会を行ってきましたが、今回も計画したいと考えたいと思います。全て100点満点ではありませんが、議員力アップを目指し、少しずつ基礎知識習得のため勉強会を開催したいと考えております。ほかにも課題は多くありますが、一つ一つ課題をクリアしていくため、議員皆さんと一緒に汗を流し、働く議会を目指していこうではありませんか。

最後になりますが、これまで大江町議会を築いてこられました諸先輩議員を目標に、大江町議会の顔として全力を尽くしてまいります。

どうか皆様のご賛同とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、私の所信表明といたします。

ご清聴ありがとうございました。

○臨時議長（土田勵一君） 以上で、議長選挙の所信表明会を終わります。

再開 午前10時25分

○臨時議長（土田勵一君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○臨時議長（土田勵一君） 議長選挙は、投票により行います。

準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○臨時議長（土田勵一君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○臨時議長（土田勵一君） ただいまの出席議員は11人です。

選挙立会人を指名します。

7番、安食幸治君、6番、櫻井和彦君。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○臨時議長（土田勵一君） 投票は単記無記名です。

投票用紙の枠内に、適格と認める議員1人の氏名を書いてください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（土田勵一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱と記載台の点検を行います。

立会人の方は、前に出て点検をお願いいたします。

（投票箱、記載台点検）

○臨時議長（土田勵一君） 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（土田勵一君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票してください。

（事務局長、議席順に点呼。投票）

○臨時議長（土田勵一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長（土田勵一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人2人は、開票作業に立ち会ってください。

(開 票)

○臨時議長(土田勵一君) 投票結果を申し上げます。

有効投票11票、無効投票ゼロ。

有効投票のうち、関野幸一君5票、宇津江雅人君6票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

これを満たしておりますので、宇津江雅人君が議長に当選されました。

議場の出入口を開けます。

(議場開鎖)

○臨時議長(土田勵一君) ただいま議長に当選されました宇津江雅人君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、本席から当選の告知を行います。

宇津江雅人君からご挨拶をいただきます。

○議長(宇津江雅人君) 一言ご挨拶を申し上げます。

先ほどの議長選におきましては、不肖にも私、宇津江を推薦していただきまして、誠にありがとうございました。

現在の気持ちは非常に責任の重大さと身の引き締まる思いであります。先ほど所信にも述べさせていただきましたが、汗を流して働く議会を目指しまして、一つ一つ皆さんと共に一所懸命頑張っておりますので、どうかよろしくご支援とご協力お願い申し上げます。

簡単でございますが挨拶といたします。ありがとうございました。

○臨時議長(土田勵一君) これをもって臨時議長の職務は終わりました。

ご協力誠にありがとうございました。

それでは、なお、システム切替えのため暫時休憩といたします。

〔臨時議長 土田勵一君議長席退席〕

休憩 午前10時45分

再開 午前10時48分

〔議長 宇津江雅人君議長席着席〕

○議長(宇津江雅人君) ただいま議長になりました宇津江です。何しろ初めての議長でございますので不慣れな点はあるかもしれませんが、一生懸命、議事進行をさせていただきます

ので、よろしくお願ひします。

それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議席の指定

○議長（宇津江雅人君） それでは、議事を進めてまいります。

日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長が指定します。

議員諸君の議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（金子冬樹君） それでは、議席番号とお名前をお呼びいたします。

1番、菊地英幸議員、2番、廣野秀樹議員、3番、大沼清人議員、4番、菊地邦弘議員、5番、藤野広美議員、6番、櫻井和彦議員、7番、安食幸治議員、8番、関野幸一議員、9番、伊藤慎一郎議員、10番、土田勵一議員、11番、宇津江雅人議員。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

それでは、11時5分まで休憩とします。

再開後は、指定された議席に着席してください。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時05分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

3番 大沼清人君

5番 藤野広美さん

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、さきの全員協議会での協議に基づき、本日から10月3日までの6日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から10月3日の6日間に決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

実施に当たり、議長選挙と同様、大江町議会申合せ事項に基づきまして、町民に開かれた議会の実現のため、副議長を志す議員が議会運営を行うに当たっての所信及び抱負を表明する所信表明会を開催します。

所信表明会は、本会議場において公開するものとし、インターネット中継をそのまま続けますが、休憩中に開催することとされていますので、一旦本会議を休憩します。

休憩 午前11時07分

◎所信表明会

○議会事務局長（金子冬樹君） 所信表明会を開催するに当たり、進行役は議長及び所信表明申出書を提出した議員を除いた中で、年長の議員が行うことと申合せ事項で定められており

ます。

したがいまして、進行役を土田勵一議員にお願いします。

○進行（土田勵一君） ご指名でありますので、所信表明会の進行を務めさせていただきます。ご協力よろしくお願いいたします。

所信表明を行う順序は、届け出順とし、時間は1人10分以内とされております。残り1分でベルを鳴らしますので、まとめてください。

傍聴される方は大江町議会傍聴規則を準用し、所信表明者に対し賛意または反意を表する発言や拍手などをしてはならないというので、ご承知おきください。

本日、9時まで届け出あった議員は2人です。

それでは、届け出順に4番、菊地邦弘君、お願いいたします。

○4番（菊地邦弘君） 皆様、改めまして、おはようございます。4番、菊地邦弘と申します。このたび、副議長の選挙において立候補させていただきました。一言述べさせていただきます。

私個人、執行部に対しては、しっかりと精査し、議論をし合うことが大事であると常日頃思っているところであります。また、町と議会の発展のために、人それぞれ考え方は十人十色であります。その中でも、今、時代における議会改革、人口減少、教育、少子高齢化、移住定住、商工農林業、水害対策、また、このたびいろいろと問題になっております議員定数、議員成り手不足等、様々な課題を皆様のご指導をいただきながら、しっかりと融和的に議論していかなければならないかと思っております。

何よりも町民が幸せであるのだろうか、幸せなんだろうかということを最優先に考えまして、議長を支え、町民に信頼していただける議会となるよう頑張りたいと思っております。たまには議長にも意見しつつ、頑張りたいと思っております。また、議場を離れたところでは笑顔がある議会になれるよう、しっかりと役割を果たしてまいりたいと思っておりますので、短い挨拶ではございますが、議員各位のご理解よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

○進行（土田勵一君） 続いて、9番、伊藤慎一郎君、お願いいたします。

○9番（伊藤慎一郎君） おはようございます。伊藤慎一郎と申します。

私は4期16年間、大江町の議会議員として仕事をさせていただきました。このたび、副議長として貴重な経験を生かし、これからも議会人として頑張っていきたいと思っております。そし

て、個人個人の意見を大切に活発な議会であってほしいと願うところであります。そのため、皆さんと一緒に議長を支えながら議会運営に努めていきたいと思っておりますので、皆様のご理解を得たいと思っております。

よろしく申し上げます。

○進行（土田勵一君） 以上で副議長選挙の所信表明を終わります。

ご協力まことにありがとうございました。

ここで議長と交代いたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

再開 午前11時16分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

○議長（宇津江雅人君） 副議長の選挙は、投票により行います。

準備のため、暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（宇津江雅人君） ただいまの出席議員は11人です。

選挙立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人には、3番、大沼清人君、5番、藤野広美さんを指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（宇津江雅人君） 投票は単記無記名です。投票用紙の枠内に、適格と認める議員1人の氏名を書いてください。

投票用紙の配付の漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱と記載台の点検を行います。

立会人の方は、前に出て点検をお願いします。

（投票箱、記載台点検）

○議長（宇津江雅人君） 異状ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を読み上げますので、順番に投票してください。

（事務局長、議席順に点呼。投票）

○議長（宇津江雅人君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

立会人2人は、開票作業に立ち会ってください。

（開 票）

○議長（宇津江雅人君） 投票結果を申し上げます。

総投票数11票、有効投票数11票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、菊地邦弘君6票、伊藤慎一郎君5票、以上であります。

この選挙の法定得票数は3票です。

これを満たしておりますので、菊地邦弘君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開けます。

（議場開鎖）

○議長（宇津江雅人君） それでは、ただいま副議長に当選されました菊地邦弘君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定に基づき、本席から当選の告知をいたします。

菊地邦弘君からご挨拶をいただきます。

○4番（菊地邦弘君） 4番、菊地邦弘です。一言ご挨拶申し上げます。

様々な課題がある中で、皆様と一緒にご指導いただきながら融和的に議論をしてまいりたいと思っております。また、議長をしっかりサポートしながら議会の運営に携わっていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） これで副議長の選挙を終わります。

◎諸般の報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、諸般の報告です。

最初に、総務文教常任委員会行政調査の報告を求めます。

10番、土田勵一君。

○総務文教常任委員会委員長（土田勵一君） 大江町議会総務文教常任委員会行政調査視察についてをご報告いたします。

1、調査年月日、令和5年6月21日から22日。

2、調査視察場所及び内容。

①福島県天栄村ブリティッシュヒルズ。

語学研修の取組についてであります。

②宮城県七ヶ浜町町立松ヶ浜小学校。

英語教育の取組について調査視察してまいりました。

3、視察の内容。

語学研修の取組について。

ブリティッシュヒルズ。

スコットランドのハイランド地方に似ている風土を持つ、海拔1,000メートル、羽鳥湖高原の森の中に、7万3,000坪の広大な敷地の中に非日常的な時間を過ごすことができる空間をつくっている。英語学習施設としてスタートしましたが、英国文化を学ぶことにはならないという考え方から、英国が最も栄えた中世の時代に世界的な影響力を持っていた荘園領主の館マナーハウスを中心とした町を忠実に再現し、英国文化のルーツを体験できる施設とな

っておりました。それを大江町中学校2年生は毎年体験し、英語研修に訪れております。

②英語教育の取組について。

七ヶ浜町町立松ヶ浜小学校。

七ヶ浜町は世界を見据え地域に根差すをモットーに、英語学力の取組に頑張っております。3年生の一步進んだコミュニケーション力の育成を視察いたしました。子どもたちは元気で生き生きとし、誰とでも言葉を交わし、英語学習に励んでおりました。下校時には6年生が日本語で校内放送をし、その後に英語で放送するという、当校では現実に使える英語学習に取り組んでおります。別室での調査の中では、教育長、校長、議長からユニークな英語学習に取り組んでいることをお聞きいたしました。まずは、大江町としても、当校をまねて恒久的な英語学習に取り組む必要があると感じたところでもあります。我が大江町には山里交流館やまさあーべがありますし、ALTによる英語学習を小中学校1クラスずつ宿泊体験しながら恒久的に英語学習を行うのもよいと思っているところでもあります。

令和5年9月28日。

大江町議会議員、土田勵一。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 次に、産業厚生常任委員会行政調査の報告を求めます。

4番、菊地邦弘君。

○産業厚生常任委員会委員長（菊地邦弘君） 私たち産業厚生常任委員会では、青森県田子町の田子にんにく60年の歩みに学ぶということで、7月4日から5日にかけて青森県田子町に行政調査を実施しました。ニンニク生産、品質ともに日本一の町であります。近年、健康志向の高まりから自家用としてニンニクの栽培に取り組む人が増えています。また、道の駅おえの再整備に向けた出店、農産物の拡大などから行政調査を実施したものであります。

内容は、何事にも日本一になることはそう簡単なことではありません。田子町のニンニク栽培には多くの人に関わり、行政と農業が賛同し支援してきた結果が読み取れました。ニンニク栽培には土づくりが最も重要で、さらに乾燥技術、冷凍庫による湿度管理の徹底など、教わる分野が大きく、たくさんありました。小さな町の大きな挑戦が開花したものと感動させられました。60年という、とてつもない長い歴史を感じることができ、本町の果樹部門についても先人の苦悩に少しでも近づき、生産者の声に寄り添い、支援拡大を続けることの大切さを改めて痛感してまいりました。

以上で報告を終わります。

○議長（宇津江雅人君） 次に、西村山広域行政事務組合議会第2回臨時会の件について報告を求めます。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） それでは、私のほうから広域議会臨時議会について申し上げます。令和5年第2回西村山広域行政事務組合議会臨時会について申し上げます。

去る令和5年7月7日、寒河江市議会議場で開催されました。

審議決定した内容は以下のとおりであります。

皆様のお手元にも配付してありますので、ご覧いただくと分かると思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎行政報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、行政報告です。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

最初に町長、お願いします。

○町長（松田清隆君） 最初に、令和4年度の健全化判断比率等の算定結果についての報告を申し上げます。

資料1のほうをご覧ください。

健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応ができるよう、財政健全化に関する4つの指標の算定と公表が義務づけられてお

ります。

このたび、地方財政状況調査により、大江町における令和4年度の算定結果がまとまりましたので、概要を報告させていただきます。

資料1の1ページが総括表であります。

総括表①、健全化判断比率の状況をご覧ください。

上段が本町の比率、中段が早期に自主的な健全化が必要な段階とされる早期健全化基準と、国による支援とともに確実な再生が必要な段階とされる財政再生基準となっております。

それでは、実質赤字比率から順に、それぞれの算定内容について説明させていただきます。

2ページ目の左側上段をご覧ください。

1つ目の指標となる実質赤字比率につきましては、一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。本町の場合、実質収支額は2億9,358万9,000円の黒字でありましたので、赤字なしという結果になっています。

次に、2つ目の連結実質赤字比率であります。これについては本町の場合、一般会計のほか、6つの特別会計と水道事業会計が算定の対象となっております。

2ページの左側下段をご覧ください。

公営事業会計につきましては、ご覧のとおり4つの特別会計が対象ですが、全ての会計の実質収支額が黒字となっています。

同じく2ページの右側をご覧ください。

こちらは、公営企業会計分ではありますが、上段の法適用企業である水道事業会計、下段の法非適用企業である3つの特別会計ともに資金不足は生じておらず、一般会計なども含めた全ての実質収支額の合計が7億236万9,000円の黒字となりました。

以上のことから、連結実質赤字比率につきましても、赤字なしという結果になっております。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに、指標の算定が義務づけられた平成20年度以降、大江町においては赤字なしとなっているところです。

次に、3ページをご覧ください。

実質公債費比率であります。これは一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率になりますが、今回の算定では3か年平均の比率が8.4%となり、昨年度の7.6%から若干ではありますが、0.8ポイント悪化しています。

主な要因といたしましては、単年度比率では令和3年度との比較で普通交付税の減などに

より、約1.0ポイントの増となったことや、令和元年度の比率である6.5%分が算定対象から除かれたことが挙げられます。

なお、早期健全化基準は25%でありますので、引き続き基準を下回ることになっていきます。次に、4ページをご覧ください。

将来負担比率であります。この指標は一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模などに対する比率であります。早期健全化基準は350%とされておりますが、算定の結果、本町の場合は昨年度に引き続き、負担なしとなっております。

主な要因としては、地方債現在高及び公営企業債等、繰入見込額の減などによる将来負担額の減により、分子がマイナス計上となったことが挙げられます。

なお、過疎団体の場合には、公債費の元利償還金に対する交付税措置の恩恵があるため、比率が低くなる傾向が見受けられ、県内でも負担なしの自治体が複数あるようであります。

資金不足比率につきましては、公営企業に係る資金不足額を事業規模とみなされる額で割った比率となるものでありますが、2ページの右側に表記しているとおり、いずれの会計とも資金不足なしという結果になったものであります。

以上、算定結果の概要をご報告申し上げましたが、今回の算定では、いずれの比率においても早期健全化基準を下回るという結果になっております。

電気料金や燃料費、食料費など様々な品目の物価上昇の影響もあり、本町におきましても、引き続き厳しい景気の見込まれます。事業実施に当たっては、これまで以上に精査の上、特定財源等の確保に努め、財政の健全化に努めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、1つ目の報告とさせていただきます。

次に、2件目になります。

資料の2をご覧ください。

山形連携中枢都市圏連携事業の令和4年度実施結果について、ご報告させていただきます。

村山地域の7市7町で構成される山形連携中枢都市圏において、将来にわたり一定の圏域人口を有し、生活の質の向上や経済の維持発展を図るため、圏域内の各市町が連携して事業に取り組んでいるものでございます。

資料2にありますように、令和4年度は昨年度に引き続き村山地域全体の7市7町の枠組みで連携事業を実施してまいりました。

連携事業といたしましては、連携中枢都市圏ビジョンに新規連携事業として、備蓄物資等の情報共有事業、1事業が加わり、事業数は令和3年度の39事業から40事業となりました。

まず、主な連携事業のうち、大江町が連携している事業についてご説明申し上げます。

資料1 ページ目の2、主な連携事業の成果等をご覧ください。

ふるさと納税を活用した圏域特産品などのPRにつきましては、共通返礼品の選定や新たに体験型共通返礼品を創設するなど品目の拡充に取り組んでおり、連携市町の担当者が物産市などで特産品を広報するなどの共同PRで寄附者も増加してきております。

共通返礼品とは、山形の広域的な特産品として相当程度認識されているサクランボ、山形牛、米などについて、圏域内で生産されたものは圏域全体の共通返礼品として取り扱うものであります。町では令和3年度は米を、令和4年度からは山形牛を共通返礼品として取扱いをしております。

連携による広域観光の促進につきましては、7市7町で構成する、DMOさくらんぼ山形、これにおいて、連携市町の担当者が実際に足を運んで得た観光情報を盛り込んだ山形めぐり観光デジタルマップを作成し、圏域内に訪れた旅行者の周遊促進を図ったところであります。

次に、3、令和4年度新規連携事業の状況をご覧ください。

備蓄物資等の情報共有事業については、災害時、災害用備蓄物資などに不足が生じた場合に、連携市町間で迅速に融通することができるよう、各市町の備蓄状況を電子データにまとめ共有し、その共有したデータの管理、更新を効率的に行うための勉強会を開催いたしました。今後、連携市町間で備蓄物資などを融通する手続の確立に向けて協議をしてまいります。

最後に、成果指標について、4、主な成果指標（KPI）の達成状況をご覧ください。

連携事業の成果指標として、裏面の参考1にございますとおり、7市7町の数値を合計した各種指標を設定して、進捗状況を管理しております。参考1については後ほどご覧いただければと思います。

目標を達成した指標は、圏域に係る関係人口の数でございます。これは、ふるさと納税の寄附者数などの数値を独自に集計しているものです。

目標を達成していないが前年より目標値に近づいた指標は、圏域の観光客数でございます。圏域の観光客数はコロナ禍前の水準に戻っておりませんが、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和されたことにより、目標値に対する実績値が前年度比で18.7ポイント増加しております。

目標を達成しておらず前年度より目標値から遠ざかった指標は、大学生の地元定着率と圏域外への転出者数でございます。大学生が県内に定着した率は、前年度比で5.4ポイント減となっております。また、圏域外からの転入者数は前年度と比較して99人の増加となったも

の、圏域外への転出者数は前年度を上回る620人の増加となり、引き続き若者の地元定着率を改善していく取組が必要とされております。

連携事業の取組が町民の福祉向上につながるよう、そして引き続き、連携事業の内容などについて協議を進めてまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、2点、私のほうからの行政報告でございます。

○議長（宇津江雅人君） 続きまして、教育長、お願いします。

○教育長（清野 均君） 教育委員会より、令和5年度教育委員会事務事業点検評価報告について、それから大江町の学校のあり方検討委員会の2件についてご報告申し上げます。

初めに、令和5年度教育委員会事務事業点検評価報告書についてご報告申し上げます。

資料3をご覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定では、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないと定めているところであり、その際には、教育に関し、学識を有する者の知見の活用を図るものとされているところであります。

このことから、大江町教育委員会でも平成22年度から前年度の主要な事務事業の点検評価を行ってきております。今年度は学識経験者等の知見を活用するために、木の沢区の富樫雅人氏、小漆川区の伊藤学氏、下モ原区の松田澄子氏のお三方に外部評価委員をお願いし、それぞれのご意見を伺った上で、令和4年度に教育委員会が実施した主な事務事業評価についての点検・評価報告書を作成いたしましたので、ご覧いただきたいと思っております。

教育委員会では、今後とも議員各位をはじめ、多くの町民の皆様からのご意見を拝聴しながら、豊かな暮らしにつながる教育事業を推し進め、信頼される教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いし、ご報告させていただきます。

次に、大江町の学校のあり方検討委員についてであります。

本町における学校のあり方検討の進め方と、昨年度開催いたしました準備委員会につきましては、これまでも全員協議会や行政報告でご説明させていただいております。今年度は新たに検討委員会をスタートさせましたので、これまでの流れを改めて行政報告させていただきます。資料はございません。

昨年度は、本町の児童生徒数の推移を踏まえ、学校のあり方検討準備委員会を設置し、本

町の小中学校の今後について、どのように検討を進めていくかを議論し、各学校と保育園や幼稚園の保護者を対象に説明と意見交換を実施してまいりました。また、保護者を対象にアンケート調査も実施し、子育て世代の親を中心に意向調査を続けてきたところでもあります。

準備委員会ではこれらの意見を総合し、現状の小学校2校体制を続けるにしても、新たな形の学校を模索するにしても、いずれにしても令和5年度は検討を続けるべきと結論づけるに至ったところでもあります。

これを受け、今年度は大江町の学校のあり方検討委員会を設置し、現在、様々な意見をお聞きしたり、情報共有するための勉強会等を進めたりしているところでもあります。

検討委員会のメンバーには、町立小中学校長に加え、左沢高校の校長や、村山教育事務所の指導主事の先生にも加わっていただいております。また、町PTA連絡協議会からは、会長、副会長のほか、正副母親委員長にも参加していただいております。さらには、にじいろ保育園長と保護者会長、そしてより幅広い世代から意見をお聞きするために、町区長会長や商工会会長、スポ少の本部長からもメンバーとなっていただいております。そして、検討委員会の委員長には、元山形県教育次長であり、現在は山形大学名誉教授を務められる中井義時先生に就任いただきました。

第1回目の委員会を7月6日に中央公民館で開催し、これまでの準備委員会の流れとアンケート調査の結果を確認した後、各委員がどのような考えを持ち、本町の未来を担う子どもたちが学ぶ理想的な学校とはどのような学校であるか等について意見を交わしたところです。

8月に入ってから、中井委員長に大江町の小中学校の子どもたちの様子だけでなく、廃校になった校舎なども視察いただき、現状認識を深めていただいた上で、8月28日に第2回目の委員会を実施いたしました。

2回目の委員会では、教育委員会からの諮問を受け、「魅力ある学校」ということを一つのキーワードとして取り上げて話し合いを行いました。国、県の中において本町の学校の人数や規模をどのように捉えるか、また適正規模の学校とはどのような学校か、さらには義務教育学校や小中一貫校とはどのような学校か、などということについて学習し、それらの情報共有をした上で、委員全員の考え方などを披露していただきました。その中で、これから子どもたちを学校に入れる保護者の意見を十分に取り入れるべきである、大江町の歴史をよく知る経験豊富な方の意見もきちんと聞いていくことが大切だ、などのほか多くの意見をいただいております。また、今後はいかにして大江町の魅力ある学校をつくっていくのか、またどのようにして町民みんなが学校をつくっていくのかというところに視点を当て、今後の検

討委員会を開催していくという点を確認しております。

今後の進め方としては、各小中学区の地域の皆様と幼稚園、保育園の方を対象に座談会を開催して広く意見を伺い、その後、第3回の検討委員会を経て、アンケート調査も実施し、方向性を見いだしていきたいと考えております。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで行政報告を終わります。

◎各常任委員会委員等の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、各常任委員会委員等の選任についてを議題とします。

お諮りします。

この件につきましては、後ほどの議会選出各種委員等を含めまして、総務文教常任委員6名、産業厚生常任委員5名、議会広報常任委員4名、西村山広域行政事務組合議会議員3名、都市計画審議会委員4名、国民健康保険運営協議会委員2名、議会選出の監査委員1名を選出するものですが、さきの全員協議会での協議に基づき、議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が会議に諮って指名することとしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員等の選任については、議長が指名する4名の選考委員に選考を委ね、その選考結果に基づいて、議長が会議に諮って指名することに決定しました。

それでは、私のほうから選考委員4名を指名します。

2番、廣野秀樹君、5番、藤野広美さん、6番、櫻井和彦君、10番、土田勳一君を指名します。

なお、日程第9、各常任委員等の選任から日程第14、議会選出各種委員等の推薦までは議会内部の構成に関する事項でありますので、執行部の皆さんは連絡を申し上げるまで事務室で待機していただきたいと思っております。

それでは、選考委員の方は、第一委員会室で直ちに選考に入ってください。選考が終わりましたら、その結果を議長にご報告をお願いします。

選考が終了するまで、議会を休憩とします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 2時12分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

選考委員の選考結果を報告します。

総務文教常任委員会委員、1番、菊地英幸君、2番、廣野秀樹君、6番、櫻井和彦君、7番、安食幸治君、10番、土田勵一君、11番、宇津江雅人君。

次、産業厚生常任委員会に、3番、大沼清人君、5番、藤野広美君、8番、関野幸一君、9番、伊藤慎一郎君、副議長、4番、菊地邦弘君。

次、議会広報常任委員会、1番、菊地英幸君、2番、廣野秀樹君、3番、大沼清人君、副議長、4番、菊地邦弘君の、このようにそれぞれ指名したいと思いますが、これにご異議ありませんですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した諸君を各常任委員会委員に選任することに決定しました。

◎各常任委員会正副委員長の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、各常任委員会正副委員長の選任についてを議題とします。

直ちに常任委員会を招集します。

なお、あらかじめ総務文教と産業厚生各常任委員会より、それぞれ議会運営委員2名を選出していただき、議長に報告をお願いします。

それでは、総務文教常任委員は第一委員会室に、産業厚生常任委員は第二委員会室にお集まりください。協議終了後、議会広報常任委員は直ちに第二委員会室にお集まりください。

それぞれの常任委員会終了するまで、休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 3時10分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

各常任委員会正副委員長の選任結果を報告します。

総務文教常任委員会委員長に、7番、安食幸治君、副委員長に10番、土田勵一君。

産業厚生常任委員会委員長に、8番、関野幸一君、副委員長に5番、藤野広美さん。

議会広報常任委員会委員長に、3番、大沼清人君、副委員長に2番、廣野秀樹君。

以上のとおり選任することに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会には、7番、安食幸治君、10番、土田勵一君、8番、関野幸一君、9番、伊藤慎一郎君の4名を指名します。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した4名を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

◎議会運営委員会正副委員長の選任

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議会運営委員会正副委員長の選任についてを議題とします。

直ちに議会運営委員会を招集します。

委員諸君は第一委員会室にお集まりください。

それでは、委員会終了まで休憩します。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時17分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

議会運営委員会正副委員長の選任結果を報告します。

議会運営委員会委員長に、9番、伊藤慎一郎君、副委員長、10番、土田勵一君。

以上のとおり選任することに決定しました。

なお、本日選任されました各常任委員会委員及び議会運営委員会の委員の任期は、本日から2年間となります。

◎西村山広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長（宇津江雅人君） 日程第13、西村山広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選とすることに決定しました。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、西村山広域行政事務組合議会議員には、2番、廣野秀樹君、5番、藤野広美君、議長、11番、宇津江雅人君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した3名を西村山広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した3人を当選人として決定しました。

当選された方々が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

◎議会選出各種委員等の推薦

○議長（宇津江雅人君） 日程第14、議会選出各種委員等の推薦についてを議題とします。

選考委員の選考結果に基づき、大江町都市計画審議会委員に、1番、菊地英幸君、4番、菊地邦弘君、8番、関野幸一君、10番、土田勵一君の4名。

大江町国民健康保険運営協議会委員に、7番、安食幸治君、9番、伊藤慎一郎君の2名。

大江町社会福祉協議会理事には、議会の申合せ事項により、8番、関野幸一君を指名し、推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま申し上げた諸君を推薦することに決定しました。

ここで午後3時40分まで休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時40分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

なお、本日の会議時間はあらかじめ延長いたします。

◎議第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第15、議第46号 大江町監査委員の選任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、6番、櫻井和彦君の退席を求めます。

〔6番 櫻井和彦君退席〕

○議長（宇津江雅人君） 議第46号の議案を書記に朗読させます。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第46号 大江町監査委員の選任についてご説明申し上げます。

本議案は、町村にあっては2人と定められている監査委員のうち、議員から1人を選任するもので、地方自治法第196条第1項の規定により、櫻井和彦氏の選任を提案するものであります。

ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第46号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第46号 大江町監査委員の選任についての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 賛成多数です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

6番、櫻井和彦君の入場を許可します。

〔6番 櫻井和彦君入場〕

◎議第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第16、議第47号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第47号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

現在1期目の佐藤義則委員は、令和2年9月29日に就任され、令和5年9月28日をもって任期満了となります。佐藤氏は、さがえ西村山農業協同組合の職員として本郷支所長や大江営農生活センター長などを歴任された方で、地元根差した仕事を通して育まれた視点や感覚を生かして委員を務めていただいております。見識を有し、適任と認め、引き続き再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により提案するものであります。

なお、任期は本年9月29日から令和8年9月28日までの3年間であります。

ご審議の上、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第47号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第47号 大江町固定資産評価審査委員会委員の選任についての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員賛成です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第17、議第48号 大江町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第48号 大江町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります山家貴代委員は、山形大学卒業後、教員として山形西高、山形南高などで教鞭を執られ、平成21年からは地元左沢高校の校長としてご活躍されました。その後は山形県高等学校校長会、高等学校PTA連絡会事務局長などを歴任し、教育活動に尽力をされてきた方です。平成26年3月5日に教育委員に就任し、現在3期目で9月28日をもって任期満了となりますが、委員として適任であると認め再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご審議の上、ご同意くださいますように心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第48号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第48号 大江町教育委員会委員の任命についての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎議第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第18、議第49号 大江町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

書記朗読。

〔書記朗読〕

○議長（宇津江雅人君） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第49号 大江町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります阿部国彦委員は、岩手大学卒業後、昭和60年4月に山形県農業協同組合中央会に入会され農業発展に尽力されてきた一方で、教育面においては平成19年度から21年度の3年間、本郷東小学校PTA会長としてご活躍され、教育行政にも精通をしている方であります。平成28年8月1日に教育委員に就任し、現在2期目で9月28日をもって任期満了となりますが、委員として適任であると認め再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるため提案をするものであります。

ご審議の上、同意くださいますよう心からお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 議第49号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第49号 大江町教育委員会委員の任命についての採決は、起立によって行います。

本案について、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は同意することに決定しました。

◎報第4号の上程、説明、質疑

○議長（宇津江雅人君） 日程第19、報第4号 専決処分の報告について（令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更）を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 令和5年度柏陵広場整備工事請負契約の一部変更に係る専決処分についてご報告申し上げます。

本工事請負契約につきましては、令和5年7月3日に開催されました大江町議会臨時会においてご可決をいただき、株式会社大泉組、代表取締役、大泉雅裕と2億570万円で請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、このたび、本請負契約について339万7,900円を増額し、2億909万7,900円とする変更契約を締結したところです。議会の議決を経て締結した請負契約で、当初請負代金額の1億円の100分の3の金額に1億円を超える請負代金額の100分の2の金額を加算した金額を超えない変更契約でありましたので、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年8月21日付で専決処分させていただいたものであります。

変更の内容につきましては、解体する旧柏陵荘建物のアスベスト含有調査を実施した結果、当初設計段階で含有が判明していた煙突の断熱材に加え、新たに、機械室内ボイラー配管保温材や脱衣室、便所、機能回復室の床材などにアスベストが含有していることを確認されたことを受けて、アスベスト除去工事を追加実施する必要性が生じたことから、これらに要する費用を増額したものであります。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

○議長（宇津江雅人君） 報第4号についての質疑を行います。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

どこで見積もったかは分からないんですけども、当然、ボイラーを造るに当たってアスベストというのは、もう常識だったんですよ、前は。それを何だ、どこで見積もった相手なんだか分からないんですけども、見ていなかったのか、見積りが甘いのか、ちょっとその辺、もうちょっと説明お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えさせていただきます。

町長の説明の中にもありましたが、ボイラーの配管保温材、こちらについては、当初からアスベストが含まれているというようなことで把握をしておりました。これに関しては当初の工事の中身の中に含めて工事を発注させていただいております。そのほかの部分について再度、再度といいますかアスベストが含まれているかどうかを確認したところ、先ほど町長が説明したとおり、5か所においてアスベストが含有していたというようなことから、そちらのほうの除去工事を追加するというような内容でございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ボイラー設置するとき、石綿、要するに昔からこれ使っていたのよ。だから当たり前の、例えば、設計見積りする方だったら頭の中にあるはずなんだけれども、と思うんだよな。それを分からなかったなんて言って、後から追加予算でするなんていうのは、ちょっと、もうちょっと説明を、どこで最初のやつは見積もったんですか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 先ほどもちょっと申し上げましたが、ボイラーの保温材、こちらはアスベストが使われているというようなことで、当初から把握しておりました。その分については当初の工事費の中に含めて発注しておりましたが、そのほかの部分、床材とかそういった部分にも含まれていたというようなことでの、新たに確認できたところの工事費について追加をさせていただいたものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 要するに見積りが甘かったということで理解していいのかな。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 設計する業者のほうについては、当初から含まれているという部分については工事費のほうに含めて、そこは設計をしておったというようなことです。

ただ、分からない部分、ちょっと今回、柏陵荘というようなことで、これまで社会福祉協議会のほうが所有していた建物、建材がどういったものが使われているかという、ちょっと図面が確認できないものもございましたので、その部分については工事費の中で調査を行う

というような形の中で進めさせていただいたというようなことから、今年度に入って調査をした結果、アスベストが含まれているというようなことが分かったものですので、工賃について追加というようなことでさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

今ちょっと、伊藤議員とダブるところあると思いますけれども、まず既存の建物の柏陵荘の建築図面というのはあると思いますけれども、アスベストが疑われるような建材明記というのが、まずなっていなかったのかということをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） アスベストの建材というような部分では、様々なものに使われているというようなことで承知をしているところです。

ただ、特定のその部材の型番とか、そういったところまで行き着かなかったというようなこともありまして、分かっている部分についてだけ工事費のほうに含めて発注をさせていただいたというようなことで、全体的な部分については、建物の内部、外部を含めて21検体をサンプリングしまして、その中から5か所のサンプルについてはアスベストが含まれているというような調査結果を受けたというようなことで、その部分の撤去に係るアスベスト対策というようなことでの対応をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） まず、2日前に藤田地区の方に説明をしているという情報が入ってきているんですけども、そのときに、何か追加の分の図面等をおもらいしているというけれども、私たち議員にはまず頂けないのかということの一つがあります。そのときに意見、いろいろ出ているということもお聞きしていますので、その意見等を教えていただきたい。

あともう一つ、今回、約330万と思いますけれども、その設計変更に伴う金額とアスベストの今回の追加等も含めての330万円なのかということをお伺いしたいと。

もう一つ、図面等に変更とかあって、今まで改修とかあって明記されていなくても、先ほど伊藤議員も言ったように、アスベストの疑いがあるというような建物の場合は、やっぱりサンプル採取をして積算に入れると、設計士が入れるというのが通常だと思います。事前にサンプル採取していれば金額が分かったというふうに思うんですけども、この前、課長に私

この質問をしたいということでお伺いさせていただいてはいますが、分かっていたが設計事務所等の3月までの納期が間に合わなくなるということなので、これは補正に組むというふうなことを議会、行政側で判断をして今回に至っているというふうにお聞きしたように思いますけれども、そこも含めてお願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まずは1点目、住民説明会というような中で、いろいろご意見をいただく機会を設けさせていただきました。その中では、柏陵荘の解体というのは、ちょっと別でございまして、もっと利用を高めるためにはどういったことをしたらいいのかというようなことの案件でちょっと話をさせていただいたというようなことです。この件に関しては別途、議員に対しての説明会ということで設けようと思っておりますので、そちらのほうでちょっとお答えさせていただければと思います。

それと、330万円の増というような形の中では何が含まれているのかと申し上げますと、こちらについては、新たに5か所からアスベストが検出されたというようなことでの撤去費用、そういったものを含んでおります。

あと、サンプル調査については、当初の測量設計の中ですべきではないかというようなことでもございましたが、こちらについては、なかなか、昨年度1年間かけて測量設計のほうしてきたんですが、あの規模のもので設計というふうな形の中で、図面も探す時間もちょっと必要だったというようなことなんですけれども、なかなか時間を要したというようなことで、昨年度の設計のほうには調査費用は含められなかったというような実態がございます。その部分については、工事の中で調査をしながらというようなことで対応をさせていただいたものです。これについては補正を組むというようなことではなくて、幾らぐらいになるのかというようなところもちょっとございましたので、その部分については、その調査結果に基づいた上で対応が必要かなというようなことでの対応とさせていただいたものです。

こちらのほうで様々な工賃が追加されたわけなんですけれども、道の駅のリニューアルというような期限がございます。それに合わせてのオープンというようなこともあって、設計のほうもかなり短期間でさせていただいたというようなことで、ちょっと後手後手になってしまったところは大変申し訳なく思っておりますが、そのような状況の中で今後、道の駅のオープンに合わせての柏陵広場のオープンも予定しておりますので、ご理解、ご協力いただければと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） まず、アスベストあるのは分かっていたけれども、発注が遅いということでも間に合わなくなるだろうというか、そういう判断で今回、補正に組まれていると思うんですけども、やはりアスベストというのは有害物質なんですね。ここは真っ先に取り組まなければならないもの、最初の設計に入れなければならないというふうに判断をします。周囲に飛散するものでもあるので、近隣住民に対しての安全の配慮は、ここはどういうふうに考えたのか、ここは町長にお伺いしたいと思います。

あと、この掲示板なんですけど、建築物等の解体等の作業に関するお知らせという掲示が必要なんですけれども、これはアスベストがあってもなくても掲示しなければならないという法律上にあるはずなんです。私も調べましたので、これは間違いはないと思います。掲示はしたのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） あえて私に質問というふうなことなんですけど、その件に関しても、先日の地元の説明会でもそういった意見が出たというふうな話を聞いております。その部分については、具体的な部分は課長のほうで説明会でも話をしておりますので、課長のほうからお伝えしたいというふうに思いますが、安全確保の部分については十分に注意するように現場の工事業者のほうとも話をしながら、なので、アスベストの工事を特別にしなければならないというふうなことなわけです、安全を確保していくために。というふうなことなので、そのところは十分に配慮をして進めてきたというふうに思います。

あともう一つ、先ほどの質問の中で、私たちに図面はないのかというような話がありましたが、これは月曜日の全員協議会の折にお話をしておりますが、この議会終了後の3日に何点かご相談を申し上げたいというふうなことで全協をお願いしてきている中で、柏陵荘公園の変更等についてというふうなこともお話をしておりますので、その中で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 掲示板のご質問でございますが、こちらについては、ちょうど道の駅から元の柏陵荘に向かって、ちょっと今、フェンスで囲われているところございますが、そちらのほうに掲示板を設置しております。職員もそちらのほうは確認をしているという状況ですので、間違いなくそちらのほうの対応はさせていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで報告を終わります。

◎議第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第20、議第50号 令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第50号 令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

本工事については、去る9月19日に指名競争入札による入札を執行した結果、寒河江市高田三丁目110番地の1、株式会社山形環境エンジニアリング、代表取締役、遠藤正幸が落札しました。

消費税を含む7,975万円で請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議決を要することから提案をさせていただくものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第50号の詳細についてご説明を申し上げます。

大江町浄化センターは平成13年に供用を開始しております。今回、改築を予定しています監視制御設備、こちらについても22年が経過しており、耐用年数を超過しているというような状況でございます。そのため、安定した下水処理を行い、浄化センターの異常等を迅速かつ確実に把握するための重要な設備であることから、老朽化した監視制御設備について更新を行うものでございます。

事前に配付しております資料4をご覧ください。

改築工事を行う場所については、浄化センター建物2階の電気室に設置している電気設備になります。

具体的には、これまでのクラウド型監視装置を強化しまして、施設の外からもパソコンやスマートフォン、これらの端末により施設状況の把握が可能となる監視制御体制とするため、資料の2枚目になりますが、制御盤内部の写真を示しておりますけれども、施設の監視制御に関わるSQC盤、そういったものと監視計装盤の更新を行うものでございます。

本工事につきましては、9月19日に指名業者7社による入札を行った結果、株式会社山形環境エンジニアリング、代表取締役、遠藤正幸が消費税を含む7,975万円で落札し、9月22日に仮契約を締結しております。

なお、本工事につきましては債務負担により2か年での工事を予定しており、工期については令和7年3月10日としております。

詳細説明は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第50号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第50号 令和5年度大江町浄化センター電気設備改築工事請負契約の締結について、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第51号～議第59号の一括上程

○議長（宇津江雅人君） 日程第21、議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）から日程第29、議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定についてまでの9件を一括議題とします。

◎提案理由の説明

○議長（宇津江雅人君） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） 議第51号から議第59号までの補正予算8件、決算認定1件、合わせて9議案について一括してご説明を申し上げます。

初めに、議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、今年4月の人事異動に伴う各費目間の職員の人件費の調整や、スモモの団地化に向けた、かがやく果樹産地づくり強化事業補助金など、各事業費を精査しながら今後の事務事業に支障を来すことがないように予算編成を行ったほか、地方財政法第7条の規定による前年度繰越金の財政調整基金への積立金などを追加しております。

いずれも、緊急かつ重要な事務事業の早期執行を図るため予算編成を行ったものであります。

歳入予算につきましては、前年度繰越金のほか、歳出の特定財源である国県補助金、特別会計の決算に伴う繰入金など、その所要経費について補正を行うものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億3,880万円を追加し、補正後の予算総額を67億7,030万円とするものであります。

5ページの第2表、地方債補正は、本年度の起債同意等予定額に基づき、限度額の変更を行うものであります。

次に、議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度決算に基づく前年度繰越金及び償還金の追加と人事異動に伴う人件費などを補正するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ652万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を8億5,322万2,000円とするものであります。

次に、議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度決算に基づく繰越金及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ167万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を1億1,087万2,000円とするものであります。

議第54号の令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今年度の人事異動に伴い人件費を精査するほか、令和4年度決算に基づく国庫負担金の返還金及び一般会計繰出金を追加するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,378万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を10億9,898万4,000円とするものであります。

次に、議第55号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、令和4年度決算に基づく前年度繰越金の計上により財源を調整したほか、百目木地区堤防整備に係る移転団地の造成地を当初2か所と予定しておりましたが、移転予定者の意向調査を実施していく中で1か所の造成地で足りる見込みとなったことから、団地造成事業費を減額するものであります。

この結果、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ7,750万円を減額し、補正後の予算総額を2億150万円とするものであります。

次に、議第56号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、人件費や下水道事業負担金の精査のほか、令和4年度決算に基づく繰越金の追加などにより、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ632万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を3億888万円とするものであります。

議第57号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、人件費の精査のほか、消耗品費及び令和4年度決算に基づく繰越金の追加などにより、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ262万円を追加し、補正後の歳入歳出予算総額を4,782万円とするものであります。

議第58号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収入及び支出において人件費の精査により既定の予算総額からそれぞれ360万円を減額し、補正後の予算総額を2億4,160万円とするものであります。

資本的収入については、事業見直しによる企業債の減額、消火栓更新に伴う負担金の増額により、既定の予算総額に201万2,000円を追加し、7,891万2,000円とするものであります。

資本的支出につきましては、事業の見直しによる工事請負費の増額のほか、百目木地区堤防整備に伴う移転団地整備のための水道整備に係る負担金の減額により、既定の予算総額に101万2,000円を追加し、1億5,491万2,000円とするものであります。

次に、議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。
説明に際し、金額につきましては1,000円未満の金額を切捨てて読み上げますので、あらかじめご了承賜りたいと存じます。

収益的収支につきましては、総収益2億2,074万円に対し、総費用が2億2,039万7,000円で、差引き34万3,000円が当年度純利益となりました。

資本的収支につきましては、総収入額3,538万9,000円に対し、総支出額が1億677万8,000円で、差引き不足する7,138万8,000円は当年度消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金、当年度損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、議第51号から議第59号まで一括してご説明いたしましたが、詳細は担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時27分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎監査委員報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第30、監査委員報告です。

令和4年度大江町水道事業会計決算等に関する審査結果の報告を求めます。

安藤代表監査委員、お願いします。

○代表監査委員（安藤 宏君） 監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により町長から審査に付されました令和4年度大江町水道事業会計決算並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されました令和4年度大江町一般会計及び各特別会計決算に基

づく健全化判断比率、水道事業会計決算に基づく資金不足比率について、大江町監査基準に基づき審査を行いました。

初めに、水道事業会計について申し上げます。

令和4年度大江町水道事業会計決算審査意見書の2ページをご覧ください。

金額につきましては、1,000円未満を四捨五入して報告させていただきます。

収益的収支状況ですが、令和4年度の消費税抜きの総収益は2億円2,074万1,000円で、総費用2億2,039万8,000円を差し引くと、34万3,000円の純利益を計上しております。

これに前年度から繰り越しされた利益剰余金2,897万1,000円を加えると、令和4年度未処分利益剰余金は2,931万4,000円となりました。

また、総収益のうち、いわゆる一般会計からの補助金につきましては、令和4年度は1,059万7,000円であり、前年度と比較して389万4,000円増加しました。

3ページをご覧ください。

資本的収支状況は、当該年度における水道事業設備への投資と、その財源について示したものであり、令和4年度の資本的収入額は3,539万円、資本的支出額は1億677万8,000円となりました。資本的支出のうち、建設改良費は6,086万3,000円で、水道施設監視装置更新工事などでありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,138万8,000円については、当年度消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填されたところであります。

4ページをご覧ください。

中段の3、財産の状況についてであります。資産は、水道事業会計の全ての資産を表すもので、固定資産と流動資産を合わせたものであります。固定資産については、大部分を有形固定資産が占めており、減価償却分を差し引いた額となります。流動資産については、現金預金、現金として回収されるべき水道料金の未収金、貯蔵品から成っています。

未収金については、前年度より112万7,000円、11.5%増加しており、なお一層の未収金回収に向けた努力をお願いします。

5ページの(2)負債・資本は、資産をどのように調達したかを表す内訳であるため、前ページの(1)資産とこのページの(2)負債・資本の総額は同額となるものであります。

6ページをご覧ください。

中段の5、経営分析について申し上げます。

令和4年度の水道料金体系における有収水量1立方メートル当たりの供給単価は170円33

銭、給水原価は180円57銭で、10円24銭の供給損失となりました。そのため、給水収益減少による純利益が減少し、他会計補助金が年々増加傾向にあります。

人口減少による年間有収水量の減に伴って総費用の減少を図るべきであるが、総費用の額はここ数年2億2,000万円台を推移している状態であります。この原因は、管路経年化率が年々増加し、施設の老朽化が進んでいるため、修繕工事などの費用が増加しているためでもあります。

管路更新での費用の増加はどの自治体も同様の問題であり、水道水の安定供給のため水道事業の広域化なども視野に入れた検討を要するものと考えます。

なお、決算書及び財務諸表は事業の経営成績、財政状況を適正に表示し、かつ計数に誤りなく管理運営されていると認められます。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による令和4年度大江町一般会計及び各特別会計、水道事業会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、審査意見書のとおり、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、審査に付された書類は適正であると認められます。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては配付しております決算審査意見書のとおりでありますので、ご覧いただきますようお願いいたしまして、決算審査の結果報告といたします。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） ありがとうございます。

以上で監査委員報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時36分

令和5年第3回大江町議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年9月29日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問(4名)

10番 土田勸一

- 新たな空き家の利活用について

6番 櫻井和彦

- 町議選無投票の現状に鑑み、町当局と議会のすべきことは

4番 菊地邦弘

- 児童生徒の熱中症防止対策について
- 新たな団地造成・住宅建築補助金について

5番 藤野広美

- 工事着工前の行政提出書類のマニュアル作成を
- 花火大会での花火打ち上げ数と「玉屋～」のかけ声を
- 道の駅周辺の「おしん銅像」設置予定地の進捗と今後の計画は

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席、教育長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、通告順に順次、質問を許可します。

◇ 土 田 勵 一 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式であります。

10番、土田勵一君。

○10番（土田勵一君） 改めて、おはようございます。よろしくお願いします。

質問事項は、新たな空き家の利活用について、私が勝手に考え名前をつけました仮称「循環型住宅方式」について提言し、町長に伺います。

町が宅地造成し、分譲し、住宅を建て、住んでいただいておりますけれども、お子さんが成長し、県外の大学に入学し、卒業しますと、大半の方は卒業された大学近くの首都圏に就職しているのかもしれませんが。また、高校を卒業し、地元の企業や町外の企業に就職しますと、親御さんが住む実家から通勤することが多くなるものと思われます。いずれは独立し、土地を買い求め新築するか、また中古住宅を買い求めるか、賃貸住宅に住むか、それとも実家で両親と一緒に暮らして通勤することになります。

我が大江町は宅地造成し、多くの住宅団地を造って、人口減少を抑制してまいりました。しかし、核家族化が進み、空き家が少しずつ増えてきているように思えてなりません。また、生まれる赤ちゃんは年々減少し、近い将来を思うと心配でなりませんし、危惧しているところであります。

気候変動、コロナ禍、ロシアによるウクライナ侵攻などに伴い、食料品や日用品、灯油、ガス、ガソリンなど、エネルギー価格の高騰により、生活はますます厳しくなるものと思われます。また、所得はそれほど増えず、土地を買い求め新しい住宅を建てるとなると、大変厳しくなってくるものと思われます。したがって、近い将来、中古住宅を買い求める若者が増えてくるものと思われます。

そんなことから、循環型住宅方式を提言いたします。例えば、住宅団地に3世代同居で住んでおり、若夫婦が離れて暮らしたいのであれば、同じ住宅団地内に住める築30年くらいの空き家があれば、賃貸や買い求めていただいで住んでいただくというものであります。同じ団地内や区内であれば、家族はいつでも会えますし、両親と若夫婦とが程よい距離を保ちながら暮らしていける環境は最高と考えております。さらに、実家の両親が亡くなられ、空き家になりましても、孫夫婦が入居できますので、さらに家族の絆が強くなり、一石二鳥と言えらと思ひます。今後、所得の向上はなかなか望めませんし、資材価格の高騰により、土地を買い求め住宅を建てるとは、年々厳しさが増すのは間違いありません。

最後になります。今後、若者や若者夫婦の町外転出抑制策として、空き家バンクへの登録や補助金をより一層、使い勝手をよくし、循環型住宅方式をPRし、進行していくべきと考えておりました。前向きに検討してはいかがでしょうか。町長に伺います。

ここでは以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） おはようございます。

本日も2日目、よろしくお願い申し上げます。

まずは、土田議員のただいまのご質問をお聞きしておきまして、循環型というような文言は別にしても、先ほどお話しされたようなサイクルをつくっていくことは、空き家を利活用すること、そして大江町に定住していただく方を増やしていくこと、守っていくこと、そういったことには、非常にいいアイデアの一つだというふうに思って聞かせていただきました。

ただ、中身の仕組みをどうつくっていくかというのは、いろんな課題はあるのかなというふうに思いながらも、基本的には今、申し上げたような感想を持ったというふうなところであります。

そして、町内の空き家の状況であります。令和4年度に調査したところ、町全体では315件の空き家などがありました。前年の295から26件が解消し、そして46件が新たに発生した。プラスマイナスで20件の増加というふうになりました。その前の調査は平成29年に行っておりますが、170件でございましたので、5年間で145件増加しているというふうなことで、ただいま質問にもありましたように、本当に厳しい状況だというふうに認識をしております。

空き家対策と移住の支援、これを兼ねて、平成20年度に空き家バンクを町としては開始をしております。これまで136件の物件登録がありました。登録奨励金という制度を開始した令和3年度からは登録者数が増えまして、令和3年度は15件、令和4年度は23件、令和5年度の今年度は9月初めまでで15件の登録申請というような状況で、制度としてどんどんと登録件数を増やしていくというふうなことに繋がっていくというふうな動きでございます。

物件登録につれて、物件の登録者数が増えてくるというふうなことに伴いまして、利用者のほうも増えているという状況、令和4年度は13件の利用が決まりました。ありがたいことに若い世代の方、子育て世代の利用が多くなっているというふうなことは、これは非常にいい傾向だというふうに思いますし、累計では71件の物件の売買や賃貸につながったという状況になっています。

今年度はさらに空き家物件の撮影や、その空き家の紹介記事を書く地域おこし協力隊を着任させまして、生き生きとした情報を空き家バンクに公開しています。なかなか物件だけの殺風景な写真だけでは伝わらないものがありますので、その地域おこし協力隊が、若い人の感覚でコメントをつけたりとしたような努力をしながら、情報をアップしているというふう

なことです。

新しい物件の情報を掲載しますと、利用希望者の方から問合せがあります。今年の4月から8月までに35件の問合せがありました。町のホームページの中でも、空き家バンクはアクセス数が多く、人気が高いという状況であります。

また、移住分野の人気雑誌であります「田舎暮らしの本」という雑誌がありますが、この物件紹介のコーナーにも度々、本町の空き家の情報を掲載させていただいていると。発行元の会社によりますと、雑誌の発行元です、よりますと、空き家の情報は人気が高い、そして各地の物件情報を積極的に集めていきたいというふうなことのお話でございます。掲載に当たっては無料でありますし、町の情報も併せて掲載をいただき、移住先として大江町を選んでいただけるような、そんなPRにもつながっていると感じています。

今まで申し上げましたように、空き家利用の需要は高い、そして移住希望者にとっても魅力的な情報の一つである、バンクの物件件数が移住・定住に直結している、こういうふうを考えています。

需要が高いのに空き家が増えているという現状、このことから、どうしたら空き家となる持ち主の方に、その住宅を手放す決断をしていただけるのかどうか、そういったところが担当課として様々、取り組んでいる中ではポイントではないかと考えています。手放すことを決断しないまま、雪害などで危険空き家になってしまうのは、誰にとっても不利益なものになってしまいます。

現在、住宅新築の建設の単価がかなり上がっている、資金借入れにあたって高額になっているという状況があります。このため、新築よりも安い値段で購入することができる中古住宅を選択したいという方も多くなってきておりますので、土田議員のほうからお話があつたとおりであります。使えるものは使う、大切な資源を有効に活用していくべきである。そう思います。資源を未来の子どもたちに残すのは大切なことであり、土田議員が言われました循環型住宅方式というふうなものも、理想的な一つのご提案だというふうに思います。

これまで、固定資産税の納付書発送や全戸配布を利用して、空き家バンクへの空き家の登録の呼びかけ、そして登録していただいた方への奨励金、そして家財撤去や空き家の清掃の補助金を強化するなどして登録を推進して、これまで来ました。引き続き、空き家バンクの利用促進を図りながら、先ほど言われたようなこともアイデアの一つとして考えながら、移住・定住につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） 町長、答弁どうもありがとうございます。

20年ぐらい前から始まった言葉なんです、少子・高齢化という言葉が出てまいりました、20年前から。そして今に至っているわけですが、その後、5年後には、たしか3世代同居という言葉も国でも発しまして、マスコミもこれはいいことだと、結構、推進した時期がありました。それが、どういうわけだか分かりませんが、今はそういう言葉は一切ありません。

といいますのは、やはり3世代同居に関しては、雪が全くないところは別にして、雪が降るところではなかなか不可能と思われまます。なぜかと申しますと、車はじいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さん、これでまず4台、そして孫さんがもし18歳になれば、車が5台になります。5台ということは、冬だったら最低でも6台とか7台ぐらい置かないと、生活できないようになります。そして、逆に駐車場を借りないと生活ができません。そういうものが全国に広まりましたので、恐らく3世代同居はもう駄目なものになったと思われまます。それは間違いないと思いまます。

それで、私が申しまますのは、やはり3世代ではなかなか一緒には生活はできないんだというふうな、住民にしても町民にしても、それから国、政府にしても、そういうものにシフトを移したのではないかと、こういうふうに私は思っています。これは現実には間違いないと思いまます。それで、私は循環型というのを何年前か、3年ぐらい前ですかね、考えて、これは3世代同居はもう駄目なんだなと思いままして、そんなことを考えて今、質問、提言したわけでありまます。町長、何か今のことに對してひとつ、何かありましたらお願いしまます。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 3世代同居というのはある意味、非常にいい形の家族生活という部分があるんだというふうに思いまます。やっぱり子どもを育てるに当たって、親がというよりもおじいちゃん、おばあちゃんが孫の面倒を見るというのは、若い方が働きにも出やすいとか、そういったことも生活面としてもあるでしょうし、子どもが育つ環境としても、あとは全体的な家計を支えるというふうな意味からしても、そここのところは大きいほうがいいというふうなことがあっての、そういうことを推進してきた時代があったというふうに思いまますが、今は欧米化といいまますか、なかなか2世代が同居することさえも、今の社会からすると、それぞれの事情の中で避けられてきている社会になっているというふうに感じていまます。

そんな中でも、先ほど土田議員が言われまました近所に住んでいれば同居せずとも親の面倒を見られる、孫の面倒を見られる、そんなふうな支え合いができるのではないかとこのふう

なことも十分あり得る話だというふうに感じています。それと、やっぱり身内の方が近くにいるというのは、非常に安心感があるのではないかと思います。東京にいるよりも県内に、県内にいるよりも町内に、町内にいるよりも同じ集落にというふうなことでは、やはりこれから安心した生活を送っていくというふうなことでは、子どもも親もそういうふうな安心感がある中で生活が確保できていくのではないかとこのように思いますので、組立て方、システムとしてはそういった部分を含めた中で、これからの空き家バンクなり移住・定住の施策の参考とさせていただきたいというふうに感じております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） ありがとうございます。

あともう一つ、余計なことを言いますが、空き家というのは自然と増えてくるわけなんです、やはり町外に住むというのも、相当考えた上での決定だと思いますけれども、なるべく役場の正職員の方々も空き家バンクを利用してもらいたいと私は思っています。何がこうだから悪いとか、私は言えませんけれども、もしできるものであれば、大江町の中で空き家バンクを利用してもらって、そして生活していただいて、せめて退職するまでは大江町にいてもらって、それは定年退職したらどうなるか分かりませんが、それも止めることもできませんので、これは仕方がないと思います。

でも、まだ若い方に限ってはまだ元気なんです、町に住んでもらって、町のためにも頑張ってもらって住んでいただきたいと、こういうふうに思いますが、町長、勝手なことは町長は言えませんけれども、何か思いなんかありましたら、よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、採用試験の時期であります、なかなか町内の職員をとという枠をつけての募集というふうなことになると人材が集まりにくいので、今は住所要件を取り払っているという状況です。そのところは、もう一般社会の中で1つのエリアとして村山地区というふうなことを考えれば、今の時代はもう通勤、通学というふうなことも含めて十分に可能であるというふうなことを思えば、そこはやむを得ないかなというふうに思いますし、でも、できれば大江町内に住まいを構えてほしいというふうなことは、義務ではございませんが、お話としてはさせていただいているところであります。

そして、職員の住居の構え方というふうなところではありますが、私が知っている範囲では、職員はそのところはいろいろ迷いながら、やっぱり根底には町内に住居を構えたいというふうな考えは持っている、ほとんどの方が持っているというふうに思います。そんな中で、

例えば結婚したてだとかというふうなことで、一時的に町外に住居を構えざるを得ない事情、個別の事情があると思いますので、そこはやむを得ないかなというふうに思いますので、将来、この町に戻ってくるといいますか、住居を構えていただくというふうなことは、本人も多分、十分に考えのあつての今の時点での判断だというふうに私は捉えています。できるだけ、そういうふうな形で推移していけばありがたいなというふうに思います。

また、職員の中でも今、空き家の物件を利用して新居を構えようというような方も実際、出てきています。そういう動き自体は歓迎すべきことだというふうに思いますし、この大江町を思う気持ちは職員としては当然のことであり、そうしていかなければならないところも十分に気持ちの中では持っているというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 土田勸一君。

○10番（土田勸一君） ありがとうございます。

時間が来ましたので、もう終わりますので。

町長の思いも分かりました。うちの蛍水にも冬前に空き家が1件解消になりますので、ありがたく思っています。そういうのも現実的にはありますので、町長も後押しを、職員の方にもよろしくお願ひしたいと思ひます。それは別に強制はしなくてもいいから、丁寧に、楽しいように優しく説明してもらえれば、理解する人もいるんじゃないかなと、こういうふう

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 質問の要旨を見ている中で、いろんな想定問答を考えておったんですが、時間が来たのでという土田議員の発言なので、私の話す機会が最後かなと思って手を挙げさせていただいたんですが、やっぱり例えば土田さんがお住まいの蛍水団地の中で、そういう循環型といひますか、自分の身内の方が近所に住んでいただくための空き家利用というふうなことをしていくためには、やっぱりその地域内の情報の共有といひますか、あそこの家では空き家になりそうだよ、だったらうちに譲っていただけないだろうかというふうなこういう組合せ、マッチングの問題があるんだと思ひます。タイミングもありますし、マッチングがあると思ひますし、またそういう役割を以前の集落体系の中であれば、上手にお世話をしていただけるような方がおったんだというふう

に思ひます。そういう機能があまりなくなつてきている中では、今は空き家バンクなり町が中間に入つてというふうなことにしているのですが、土田議員が理想の形としている部分については、やっぱり集落内のコミュニケーションなり、そういった情報交換なりで一定程度はカバーで

きていくものかなど。当然その際には、町はマッチングのアドバイザーといえますか、アドバイスをするためのコーディネーター役は、町は担っていきたいというふうに思いますので、両方の情報が空き家バンクの中に集まってくるようなことに組み立てていくようなことを、地域のコミュニケーションの中でもつくっていただければ、理想的な形になるのかなど、この質問をいただいたとき思ったというふうなことであります。よろしくお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） ありがとうございます。

実は蛍水団地には、私が今言ったのが3件ございます。息子さんが独立して新しいうちを建てている人もいたし、空き家を買ってまた入った人もいるし、3組。今、話をしたのを合わせますと4件なんです、4件。ここ一挙に、一挙というか、進んでいるんです。

私はそれをまねるわけじゃないんですけれども、これはいいものは、やっぱりまねて発信したほうが、はっきり発信したほうがいいのかなど。空き家バンクは空き家バンクで結構です。進めていただいて、並行して補助金を使って循環型住宅を推進していくと。これは絶対間違いないと。

あと、新しい住宅団地を造成するわけですが、これは当然どこからか新しい建屋を建てたくて大江町がいいとなれば、やはり今やっている19件の住宅団地なんか、当然これはやってもらわないとうまくないので、これはそれと同時に4件の考え方を推進していってもらって、人口減少抑制をどこまで守るかというような、町長の、何か最後に気持ちをお聞きしたいので、それで締めていただきたい。お願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 人口減少と絡めた少子化の問題というのは、本当に大江町にとっては今、最大の課題だというふうに思っています。将来を担う人材が不足していくというふうなことは、町にとっては大きなマイナスだというふうに思います。そこはこれからの住宅団地なり賃貸住宅なり、それから空き家バンクなり、そして子育て支援なり、そういったことを総合的に組合せをしながら支援していくことで、町の人口増につなげていく、そんな施策の展開をやっていききたいなというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） 土田勳一君。

○10番（土田勳一君） 町長、どうもありがとうございます。

もう少ししゃべってもらいたいのですが、時間が時間なので、私の時間はここまでにします。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終了いたします。どうもありがとうございます。

○議長（宇津江雅人君） これで土田勵一君の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 櫻井和彦君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井和彦です。

町議選無投票の現状に鑑み、町当局と議会のすべきことについて、一般質問を行います。

今回の大江町町議会議員選挙は、昭和34年、1959年、左沢町と漆川村が合併し大江町が誕生してから初めてとなる無投票当選という残念な結果となりました。大江町ばかりでなく、各地での議員の成り手不足で、無投票が蔓延している中、私は大きな危機感を覚えます。無投票では有権者を置き去りにするものではないかという思いで、非常に危惧しております。

町政の運営とは、町長と議員だけでつくるものではなく、町民の声、町民の思いを反映して行うものではないのでしょうか。_____

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

○町長（松田清隆君） 櫻井議員のご質問にお答えさせていただきます。

冒頭、今、櫻井議員のほうから、当選証書付与式の私のご挨拶の中で、一体、議員は何をしているんだというような発言があったようなことのお話がありましたが、私はそんなことは一切、申し上げた記憶はありません。ただ、それは櫻井議員が挨拶を聞いている中で感じたことなのではないかなというふうに受け取らせていただきましたので、その部分のご了承いただきたいなど、ご理解いただきたいというふうに思います。

櫻井議員からいただいた事前通告書の中では、町民アンケートを実施し、有権者のヒアリングなどを町で行いながら、それを示してほしいというような趣旨だというふうに理解をしておりますが、そうしたことも含めて、これまでのことも含めて、お答えさせていただきたいと思います。

大江町の議会議員の定数については、地方自治法第91条の規定により、町の条例で定めるというふうになっておりますが、大江町議会議員定数条例においては、ご存じのとおり議員定数は11名と定められております。先ほど櫻井議員のほうから、これまでの経過についてご説明がありましたが、大江町になってから6回の議員定数の削減が行われてきたというような経過でございます。直近の部分については、平成27年3月の定例会において、議員定数を12名から11名に削減してきたという経過があります。

この定数削減までの経過を調べてみますと、平成25年12月の議会において、議員発議により大江町議会活性化特別委員会を議会の中に設置し、その中で議員定数について協議を行ってきたようであります。また、議会の主催によります町民との対話集会、こういったことも実施をしながら、議員定数について町民との意見交換を行ってきた。そして最終的に、議員定数を12から11名に削減することを決定して、27年3月の議会で議員発議による定数条例の改正が行われ、現在の定数となっております。

櫻井議員の今の質問のお話からして、恐らくこの辺の、議員定数を考える際には議会の中で十分議論をしながら決定をしていくべきものだ、いかなければならない、そういうことは重々ご承知の中でのご質問なのかなというふうに思いますが、そこは全く私はそのとおりに進めるべきものだというのは、前回の手続の中でも表れているものではないかというふうに思います。

議会構成に関することですので、これまでどおり、議会の中で十分、前例などを参考にしながら町民の意見などを聞き、そして議会の中で議論をいただき決定していくというふうなことが必要だというふうに思いますので、ご質問にありましたように、櫻井議員からあったアンケートやヒアリングというような件につきましては、町として積極的に実施するものではなくて、議会として検討していただくべきものだというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） _____

〇議長（宇津江雅人君） 町長。

〇町長（松田清隆君） お話なり、先ほどの質問の中で、ちょっと櫻井議員がこの議員定数について現在どのような考えをお持ちなのか、そこが読み切れませんので、私もなかなか答弁のしように気をつけなければならないなと思って、今お話をさせていただいておりますが、定数のことはちょっと置いておきまして、今、櫻井議員のほうから、どうしたら立候補者を増やしていけるかというふうな考えについて、少し述べよというようなお話がありました。やっぱり、先ほど言ったように議員の定数なり議会活動、議員の資質、そういったものについては、やっぱり議会側で、議会の中でしっかりと、やっぱりそれぞれが意見を出し合いながらそこを高めていくというふうな必要があるというのは、先ほど申し上げたとおりです。

そして、そういったものを町民が背中を見ながら議会議員になってみよう、興味がある、そういった人が出てくることを誘導していくといたしますか、見せていくというふうなのが、

まずは一つ、必要なのかなというふうに思うところが1つ。もう一つは、じゃ議会の議員の方の大きな仕事の一つとして、究極はまちづくりについてどうしていくかという、そういった議論だというふうに思います。

そんな中でやっぱり魅力的なとか、町民から興味を持っていただくために、まちづくりに興味を持っていただくために、町は町民に対してその姿勢なり方策を見いだしながら、そういった気持ちを高めていく、町政への参加意識を盛り上げていく、そういったことが町としてはできる範囲のことなのかなと、定数に関して、というふうに思います。

そんなことを思ったときに、議会中継のほうもそうでしょう、あとは子ども議会などもそうでしょう、そういったことで今まで取り組んできたことも含めて、新しい展開というふうなもので町民の方に、いわゆる町政、まちづくり、議会に興味をもっともっと、関心をもっともっと持っていただくような取組をこれから考えなければならない。

今回の65年の歴史の中で、初めての無競争というようなことでは、その立候補する人の数の問題は私は別に置いておいても、やっぱり町に関心を持っていただくというふうなところを、もっともっと底上げしていかなければならないんじゃないかと。そのためには、いろんなPRもそうです、広報紙もそうです、あとは座談会などもそうです、そういったことを町としてもっとやりながら、まちづくりに関心を持っていただくような取組を進めていく。ここが町として努力しなければならない部分ではないかなと思っています。具体的にはこれから様々、考えていかなければならないと思います。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） _____

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、櫻井議員から質問いただいたことに関しては、私はコメントする立場にないと思いますし、ちょっとこの場の一般質問の場にはあまりふさわしくないご質問なのかなというふうに思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） _____

○議長（宇津江雅人君） 議長のほうから櫻井和彦君に申し上げます。

質問の内容につきましては、通告から外れて見られますので、通告に沿った質問をお願いしたいと思います。

以上です。

○6番（櫻井和彦君） _____

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） ちょっと申し訳ないんですが、繰り返しになりますので、先ほど申し上げたとおりでございまして、町はやっぱり政治に関心を持ってもらえるようなことを考える、まちづくりに興味を持ってもらえるようなことを考える。そうしたことで議員、議会というものに興味を持っていただくような取組をしていくというふうなことだと思います。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） _____

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 冒頭申し上げましたとおり、今30分ほど、いろんな議論をさせていただきました。やっぱり議会に関わるものについては、議会の中で十分、検討していただくというふうなことが基本なので、そこは十分にやっていただきたいというふうなことを、議長はじめ議員の方々にお願いをしたいと思いますし、また、先ほど櫻井議員からあった町としてできることというふうなものも検討しながら、お互いすり合わせを行い進めていく必要があるのだと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） _____

○議長（宇津江雅人君） これで櫻井和彦君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午後 1時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 菊 地 邦 弘 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番、菊地邦弘です。よろしくお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルスの位置づけは、今年5月、季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、経済活動や人の動きが活発になったことは歓迎すべきではありますが、社会の解放感は大きく、新型コロナの感染が拡大し、8月28日から9月3日の患者報告数は5類以後、最多となっており、感染防止の基本である3密回避等、高齢者を中心にワクチンも積極的にする必要があり、身近な人たちを守るため、気を緩めず注意を継続していきたいものです。進んでワクチン接種をしていかなければならないのではないかと考えているところでございます。

一方で、体温を超える危険な暑さも度々で、報道によりますと、気象庁は夏の平均気温が平年を示す基準値を1.76度上回り、1898年の統計開始から125年で最も高くなったと発表しております。これまでも2.16度上回り、過去最高となっています。6月はプラス1.22度で統計史上2位、7月は同1.91度で1位。気象庁の異常気象分析検討会は、地球温暖化の影響で夏全体で見て異常だったと総括しているようです。

そんな異常気象の今、学校は子どもたちの命を預かっており、災害級と呼ばれる酷暑には常識が通用しないことを常に念頭に置いて、学校運営に当たってほしいところです。

このような中で、県教育委員会は、来年度以降も災害級の暑さに見舞われるおそれがあることをも判断材料となり、本年度中に可搬式クーラーを県立高校、特別支援学校、公立中学校の体育館、武道場へ配置する検討を進めているようです。また、報道の中では、中学校への整備は市町村と連携して行うとされています。

そのようなことを踏まえ、中学校体育館、武道場への年度内整備の進捗状況、加えて小中学校での暑さ指数測定器の活用法などについて、教育長に伺います。

また、避難所にも指定されている小学校体育館への同様の整備についても町長に伺います。壇上からは以上とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 最初に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（清野 均君） 菊地議員の質問にお答えいたします。

今年の夏は本当に暑かったなど。つい先週までも本当に暑かったなどというのは、もう誰もを感じていることではないかなというふうに思います。ご存じのとおり、県内の他地区では熱中症と思われる症状で中学生が亡くなるという痛ましい事件が起きたり、体育祭の練習では大勢の生徒が救急搬送されたりする事態が発生いたしました。

先ほど議員がおっしゃいましたように、地球温暖化が原因と考えられるこの異常気象は、

もはや世界的な現象であり、国連のグテーレス事務総長は、もはや地球温暖化から地球沸騰化の時代に入ったと、その危機意識を表現しております。このことから、来年度以降もこの異常気象が続くのではないかと考えられており、大事な子どもたちの命を守るためには何らかの対策が必要であることは論をまちません。

そのような中で各学校、対応しておりますが、暑さ指数測定機については、左沢小と本郷東小では各2台、大江中学校では4台を備えて、それぞれ活動の目安として活用しております。暑さ指数WBGTは国際的な基準として用いられているものであり、環境省の指針と併せて、例えば暑さ指数が25から28度の場合には積極的に休憩、31以上の場合は原則として運動を中止するなど、特に外での活動の場合には30分置きに計測するなどして、安全な活動に努めているところです。

また、先頃、山形県では県立高校や市町村立中学校の体育館等に可搬式冷房装置の設置を進めると発表し、1校当たり100万円を上限に2分の1を補助するという内容の補正予算案を同じく現在、開会中の9月県議会に提出中であります。これは近年、普通教室へのエアコン設置は進みましたが、体育館等への暑さ対策は進んでいないとして、運動中に定期的なクーリングダウンを行い、熱中症予防を図ることを目的として、希望する全ての市町村に対して補助を実施するという内容であります。

本町としましても、子どもたちの生命が第一であることを鑑み、猛暑に対応しながら夏場の体育館活動を安心安全に進めるために、県と歩調を合わせて取り組んでまいりたいと考えております。県より正式な文書が届き次第、速やかに可搬式冷房機器導入に向けて準備を進めてまいります。その際には議員各位のご理解、ご協力をぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、教育長の答弁に続いて、私のほうからも質問にお答えをさせていただきます。

県におきましては、県立高校や県の特別支援学校の体育館等に可搬式の冷房機器、いわゆるスポットクーラー、これを整備するとともに、市町村立の中学校に対しても1校当たり2台として、相応の補助金、補助の中身については先ほど教育長からあったとおりであります。これを計画して今、県の議会の中で予算について議論されているというふうな状況があります。

その県の事業につきましては、中学校、高校では厳しい暑さが続く夏休みの期間中も、暑さ指数などに注意しながら体育館等で部活動を頑張っている、そんな中、今年は熱中症の疑いで女子中学生が亡くなるという痛ましい事案もあったことから、部活動を行っている中学校、高校に対して、緊急的に行われるものだというふうにお聞きをしております。

しかしながら、夏休み明け、9月に入っても真夏日を記録するなど、今年の夏の暑さはまさに災害級であったと言えると思います。部活動のない小学校においても暑さ対策が必要なのではないかという趣旨での菊地議員からのご質問だというふうにありますし、小学校の体育館は避難所としての活用も想定されているというふうなことでありますので、大江町における小中学校の教室へエアコンを設置してきたというのは、県内のほうでもいち早くやってきたのが大江町でありました。そんなことも含めて、今後の県の対応の動向もありますけれども、町の単独事業だったとしても、小学校については導入が必要であると考え、整備を進めてまいりたいと思っております。

なお、この件に関して今後、県内の公立学校だけではなく、私立高校などでも整備が進められる、県の対象になるというふうなことでありますので、当該機器などが品薄になったりしないのかなというふうな心配もあります。大江町においては、補正予算の対応も含めて早急に対応をして、来年夏の暑さに万全の態勢を整えていくべきだと考えておりますので、議員各位のご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） どうもありがとうございます。

この質問の内容に対して、教育長並びに町長も前向きにやるというふうな答えでよろしいかと思うんですけども、教育長、中学校においては体育館、あと武道場、この2つについて間違いはないのでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 教育長。

○教育長（清野 均君） 先ほど具体的にどこが補助対象でということについては申し上げませんでしたけれども、具体的には中学校の体育館に2台、あと本町には中学校、武道館もありますので、武道館に1台、それから本町には分校もありますので、分校の体育館に2台と、合計5台を中学校のほうは見込んでおります。

補助については1校当たりのものしか出ていませんので、町単の部分も出てきますので、そのあたりはこれから相談しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

それでは町長に、先ほども小学校のほうにも前向きにということの話だったんですけども、やはり県立高校、中学校に対するものについては、新聞であれだけ報道されていますので、だ一つとなくなると思いますよ、このクーラー自体が、可搬式のものが。

小学校については、おのおのの自治体でどういうふうを考えるかは別としましても、やはり早めに導入する予定であれば、もう速めに予約したりして、その東小学校、左沢小学校、避難所指定にもなっているわけでありますので、もう今すぐにでも、貯金を下ろしてでも予約するような体制を取らなければならないんじゃないかと思えますけれども、いかがですか、町長。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 気持ちは全く今、議員がおっしゃられたとおりでというふうに思います。でも、一般の家庭のように銀行に行ってお金を下ろしてきて、それで購入するというようなわけにはいきませんので、行政の場合は。順序立ててやっていかなければならない。

まず1番にやらなければならないのは、町の予算に計上することだというふうに思います。次の定例会は12月というふうなことになりますが、12月では遅いと今のところ考えておりますので、早急に補正予算を組む臨時議会など、もしくは場合によっては専決というふうな手法もあるかというふうに思いますが、とにかく補正予算を早急に組むことが必要だというふうに思います。

もう一つは、今、県議会で議論中だというふうなことで、まだ議会としては承認されていないという状況です。間もなく、予定どおりであれば承認されるかなというふうに思いますので、そのタイミングが来れば、各市町村に具体的な内容の提示が手続についてもあるはずであります。そこの部分はしっかりと情報収集しながら、教育委員会のほうで取り組んでいくようにしていきたいと思えますので、先ほど説明で申し上げた機器の品薄状態になるようなことも今から想定しながら、急いでやっていきたいと考えております。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） それではよろしく、よろしく願いますというのも……。どうぞ前向きに進めていただければと思います。

私、なりわいが小中学校、高校と、なりわいがそういうふうな出向く仕事をさせていただいていますので、いろんな町村以外の学校にもよく行きます。いろいろと拝見しているんで

すけれども、中学校はもう部活動をしたりいろいろ、高校もそうでしょうけれども、運動量はそれなりにあると思うんですけれども、小学生が非常に汗をかいているんですよね、よく見てみると。

朝の8時ぐらいから遊んでいるじゃないですか、体育館で。すごい汗をかいていますから。もう外でなんか遊べないし、この前もちょっとお邪魔したときには、中間休みだったと思うんですけれども、やっぱり学校の放送で、今日はグラウンドでは駄目だと、体育館で遊びなさい、そういう放送が流れていました。とすると、体育館も物すごい暑いし、小学生なんかは物すごい、我々と違って運動量が物すごいもので、もう汗だらだらで、この暑い体育館で遊んでいるものだなということもちょっと見受けられましたので、やっぱり2か月、3か月ぐらいの稼働かもしれないんですけれども、その体育館を少し冷やすものの、その可搬式と、移動できるというやつなんでしょうけれども、取り組んでいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

次にまいります。

新たな団地造成・住宅建築補助金についてを申し上げます。

人口減少を抑制し、継続的に発展し、魅力あるまちづくりを推進するために、本町でも昭和49年の下モ原団地から始まり、令和元年のあおぞら団地まで、宅地造成の分野では計11か所、事業を展開してきました。このあおぞら団地に関しては今年度、令和5年度で一応終了というふうな目標を掲げていたと思うんですけれども、このような政策は一丁目一番地であると思っております。

全国的にも、地方はどこもやっぱり厳しい状態が人口減少で続いていると思います。行政が前年と同じことをしているのはマイナスであり、明日をよくするために政策を変えていく必要があります、行政は損得で運営できるものではなく、たとえ採算が合わなくても必要なことはやるべきだと思います。

その中で、持続可能なまちづくりのため、新たな住宅団地造成、括弧の中が様々、手法はあると思います。また、自宅敷地内に建築、町内に土地を求め建築するなど、人それぞれであります。この多様化する考えに対して補助金等、また、これからの団地造成場所などの考えを町長に伺います。よろしく申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまの質問にお答えをしていきたいというふうに思います。

住宅団地の造成というふうなことでは、若い世代を取り込み、出生率の低下を解決するための策というふうなことでは、これまでもこれからも有効な手段であると考えます。これまでの住宅団地整備でも、結果を残してきているものだというふうに認識をしております。

大江町では、昭和49年の下モ原団地を皮切りに、現在分譲しておりますあおぞら団地まで合計で11の団地を造成してきました。

下モ原団地から昭和61年に分譲を開始した柏陵団地までについては、七軒地区及び本郷地区からの移転先としての意味合いが強い、いわゆる町内移転の団地造成でありましたけれども、平成3年に分譲を開始したパークタウン以降、現在、分譲中のあおぞら団地については、定住人口の増加を目的とした住宅団地造成事業を積極的に推進をし、町外、そして県外からも定住者の呼び込みに結びつけてきたと思っております。

大江町の豊かな自然環境や交通の利便性、そして分譲単価の安さなどが分譲者に受け入れられ、現在まで分譲してきた住宅団地、全ての区画が完売しているところではありますが、令和元年に分譲を開始したあおぞら団地につきましては、学校などの公共施設も近く、安い分譲価格などが好評を得て、今年9月1日現在では20区画中16区画が分譲され、残り4区画となっております。

これまでに大江町は11か所もの団地を造成し、そして分譲が全てできてきているということに関しては、これまで培ってきた町としての住宅団地造成事業のノウハウがありますので、今後とも若い世代、いわゆる子育て世代が購入しやすい住宅団地とするために、分譲価格を抑えたこと、また早い段階から子どもさん交付金や早得交付金などの様々な魅力ある分譲の特典を設けたことなどが、分譲につながっている要件だと思います。

また、購入者の年代を見ても、二十歳代、20代から40代の子育て世代が実に8割以上という実績でありまして、当初の目的であります定住人口対策のほか、少子化対策についても、これまで効果があったものだと感じております。

今後の住宅団地の造成につきましては、これまでの住宅団地事業の実績を踏まえながら、移住・定住人口の確保の面、そういったことを重点的に取り組んでいかなければならないものだと思います。造成候補地の選定に際しては、土地利用が制限されております農振農用地区域、これは原則的に外しながら、都市計画の用途地域や、昨年度、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指して策定いたしました立地適正化計画の居住を誘導すべき区域である居住誘導区域、さらには公共下水道区域等の各種計画区域を考慮しながら、場所の選定の検討を進めてまいります。

次に、住宅建築の補助金に関するご質問もございました。

現在、住宅建築に対する補助金といたしましては、西山杉材利用促進事業、そして住宅建築奨励事業がございます。

西山杉材利用促進事業は、住宅等の新築や改築時に本町産の西山杉材を使用し建築した場合、西山杉材購入費用に対しまして、補助率30%、50万円を上限として補助をしているものです。

住宅建築奨励事業は、町内建築事業の産業振興と消費需要拡大による景気浮揚を目的の一つとしていることから、町内の建築業者により住宅を建築した場合には、補助率10%の100万円上限。補助額につきましては、建築資材や人件費の高騰を考慮して、令和3年度までは上限を50万円としておりましたが、令和4年度には75万円、令和5年度からは100万円と、経済情勢にも考慮しながら補助金等の引上げを実施してきております。

また、西山杉材利用促進事業と住宅建築奨励事業を併用することができ、西山杉材で住宅を建築した場合には、2つの事業を合わせて最大150万円の補助が可能となっております。

また、ほかにも移住・定住を促進するための対策として、空き家バンクに登録されている宅地を住宅建築目的として購入する場合は、補助率20%の50万円を上限として補助する空き家利活用支援事業や、住宅ローン利子補給、新婚生活への家賃補助などを展開してまいりました。

住宅団地造成に関する質問及び住宅建築補助金に関する質問にお答えさせていただきましたが、菊地議員からお話がありましたとおり、新たな住宅団地造成の手法や、多様な考え方に対する補助金など、行政に対する住民のニーズなどが多種多様化しております。これまで町としても、こうしたニーズに補助制度の拡充を行ってきてはおりますが、町民そして議会のご意見なども参考にお聞きしながら、さらによりよい施策、補助制度について検討してまいりますので、今後ともご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、町長お話ししていただいたもの全て、私も今まで何回かさせていただいていますので、100も500も感じております。

そこで、水道課さんが担当なさっていると思うんですけども、あおぞら団地を例に取ってみますと、4区画、今、残っているんですよ、4区画。令和5年度まで完売目標というのを掲げているはずですよ、団地造成が始まったときに。残ったら残ったで別にいいんで

すけれども、ただその中で、16件の中で今、町長がおっしゃっている執行部の皆さんが考えていただいている補助率、補助等のものがどれぐらい該当しているものがあるのかということとは、検討なさっているのかなというところを、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

なぜなら、どうしても通りに面していますので、ハウスメーカーののぼりが結構ある中で、そのような形で利用度、西山杉とかいろいろの利用度の具合等はどのようになっているか、町長でいいですか。課長かな。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） あおぞら団地16区画中どの程度その補助を利用されているのかというようなことは、ちょっと質問の要旨になかったので、私、資料を持っていません。なので、もし建設課長のほうでその部分、おおむね分かる部分があれば、答弁させていただきたいと思えます。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 私のほうも正確な資料ということで、ちょっとお持ちはお持ちませんが、分かる範囲でお答えをさせていただきたいと思えます。

西山杉の補助に関しては、あおぞら団地のほうでは1件もございません。それと新築関係についても、ちょっとあおぞら団地に関しては個別の補助をさせていただいておりますので、こちらのほうが該当するというような形になります。

分譲、買われた方については非常に若い方が多いということで、子だくさん交付金、あと2年以内の建築というようなことでの条件で交付しております早得交付金、こちらのほうはかなりの方、ご利用されております。

あと、町内建築業の建物ということでの補助金も出させていただいているんですけれども、ほとんどハウスメーカーのほうのご紹介というような形の中で分譲、土地を買われているというようなことから、こちらと西山杉のほうの利用はないというような状況になっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 今、水道課長さんの答弁、話なんですけれども、じゃどうしよう、どうすれば、どうしたらいいのかということ、しっかりと考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うところであります。について、新しい団地というのが、私個人

的に思うところが、旧町内に医療施設があります。医療施設の近辺、少しどのようになっていくか分からないんですけども、最適な団地造成できるところではないかなというふうに考えております。その訳、何点かあります。

この団地造成をするのに当たって、左沢線を有効に利用すべきではないのかなと思います。左沢線存続のためにも、この町は団地造成を近くにやったと。併せてコンパクトシティというような形で進むのであれば、なおさら最適ではないのかなというふうに思っているところです。

また、周りを見渡しても、どこら辺にどういうふうにあるのか、今、水害問題で移転先もいろいろある中で、こちらのほうがすごく、9区の公民館、個人的には公民館の下辺りは水道課長にもいろいろお聞きしたりして、いろんなことがあるみたいですけども、そのような形の中でそこに絞って、もう最終的な団地造成というふうな銘を打って、今あおぞら団地に出している特典のようなものをがらりと変えて、前から言っているとおり、注文型住宅でアパートのように貸したりすると。年5万ぐらいもらって、20年たったら差し上げると。そのような形の注文式住宅のようなものを造ってみるとか。

今までどおりのもので、団地を造成しました、はい、いかがですか、ハウスメーカーの人から手伝ってもらって呼び込んで。もう、そういう時代じゃないんじゃないかなと思います。それと併せて、やっぱり飛びついてくるような補助金なり、そういうところが大事なのではないかなというふうに、私はいろいろ考えるんですけども。ここではちょっとあれなんですけれども、例えば今月から町民1人に5,000円配布になると思います。非常に町民にとってはありがたいことだと思いますけれども、ずっと本町はいろんな形で商品券なり、そういうものがいっぱい、ほかの町より多いような気も、それは大変いいことだと思います。

そういうこともしかりながら、こういった団地造成とか何かのときに、その施設を造るものに当たっての、ほかの町にないような、この近辺で見かけないような形の取組をしながら、団地を造成していくというふうな手法も変えていったりするのが、一番、施設を造るのに力を入れてほしいかなと、私はいろいろ、施設というか、この件については団地造成なんですけれども、配るだけのことでなくて、来ていただく人にはこれだけのものがありますよとか、こういうふうな例もありますよとか、そのようにちょっと常々思っているんですけども、町長、ちょっと話が長くなっちゃったんですけども、分かると思うんですけども。お願いします。

〔「今までのような団地造成ではなく」と言う人あり〕

○4番（菊地邦弘君） がらりと変えていく、こう。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 具体的な菊地議員さんの地元である9区の一帯の開発などはどうか、左沢線と活用するようなPRができるのではないかというような、この場所の部分については今、恐らく言われている場所についても、これまで造成する候補地として庁舎内の中の検討では、いろんなどころの中の一つとしてあった場所だというふうに記憶をしております。

ただ、やっぱり実施をしていく上では、土地の提供というふうなこと、それからタイミング、それから財源、そういった部分をトータル的に考えながら場所の選定をしなくてはならないというふうに思いますが、何にしてもやっぱり地区の協力と土地の協力が一番だというふうに思います。その辺のところは、選定に当たってはこれから十分、内部で検討した上で次の団地の造成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

順番としては、あおぞらがもう4区画しかありませんので、今あったように、これは全部売り切れる前に対応しなければならないというふうなことと、あと百目木地区も今、住宅団地造成の位置づけでやっておりますので、移転先の部分の造成を。そこの部分の一通りの見通しが立つ段階で、次の団地に着手できるような準備を今からしていくというふうな手順で進めたいと、そのところは思っています。

あと、魅力的なというふうなことの1つの言葉では、そういう言葉になるわけですがけれども、私も職員も町民の皆さんも、いろんなアイデアを絞りながらこれまでもやってきました。単純に前回の団地の特典がこうだから、今回もそのままこうだねというふうなことだけではなくて、その中にも新しいアイデアを盛り込んでいくような、そういう取組の特典を分譲に当たって考えてきたというのがこれまでのやり方です。やり方というか、これまでやってきたことであります。

もっともっと魅力的で効果の高いものがあるとなれば、そういうものはどんどんやっていくべきだというふうに思います。職員のアイデアを期待しながら、そして町民からの声を寄せていただくことも期待しながら、そういう団地造成なり分譲するに当たっての特別感というふうなものも考えながら、進めていきたいなというふうに思います。

5,000円商品券配布する、それはそれでいいですけども、もっと施設といいますか、住宅団地のことをやったらどうでしょうかというふうなことです。5,000円の商品券の配布については十分ご存じだと思いますが、コロナの交付金を活用しながら町の経済の活性化を

図るというふうなことで、継続的にコロナの期間から続けているものであります。それはそれとして必要な部分だと思って現在、進めております。

団地造成を進めるに当たっても、様々な財源の工夫なり国の補助事業なども含めて、できるだけ一般財源の負担の少ないような形で進めるべきだというふうに思いますし、進めていきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

じゃ、新たな団地造成の際に関しては、今まで行っているようなものもプラスしながら、先ほど申し上げたようなアパートメント方式のような受注型の方式のようなもので家賃を払って5年以上は住んでもらうとか、そういう仕組みなんかもわざと変えてみるといいんじゃないかなとかと、こういうふうに思っております。

また、さっき補助の問題もいろいろありまして、いろいろと私もお聞きします。つい最近、法定外道路のところの家を新築して、いろいろあったと思うんですけども、団地を造成するから、そこに目がけてやっぱりおうちを建てるという方もいらっしゃるれば、自分の敷地内なり、どこかに土地を求めて建てるという方も実際いろいろあります。

その方々からも少し話なんか、あったときもあるんですけども、やはり団地造成すれば、それなりにお金かかるからね。その分はどうだというのがあるんでしょうけれども、せっかく大江町に団地だろうがどこだろうが建てて住んであげるといふのであれば、やっぱり少しのご褒美、団地造成相当の5分の4ぐらいをしてあげるとか、そういう優しいまちづくりにならないものなのかなと思ったりしているんですけども、利子補給に関しても大分いいかなとは思っている中で、そこら辺もひっくるめてどのように考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 先ほどの質問でも、空き家の問題のやり取りをさせていただきました。空き家や空き地をもっと活用すれば、新たな団地造成の費用をかけることなく、そういった土地の利用ができる、建物の利用ができるというふうな観点から考えれば、観点から考えればというより、先ほど申し上げたとおり、それが必要だというふうなことがあります。

あともう一つは、やっぱり先ほどお話のあったとおり、新たな団地を求めているというふうな方もいらっしゃると思いますので、その部分は進めていくべきだと考えていますので、継続して取り組んでいきたい。

その中でいろんな、先ほど注文型住宅というようなお話がありましたが、そういったことはこれまでのあおぞら団地の際にも、いろんなアイデアの話を出しましたが、その部分は選択肢としては、そういう手法はこの団地では取らないというふうなことになってきました。それは、それなりに理由がいろいろあってのことではあったんですが、もう少しその部分を検討することによって、あと一ひねり、二ひねりしたアイデアを出していくことによって、そのことが実現するというふうなことであれば、そういったことも取り入れながらやっていくという価値はあるんだなというふうに思います。

あとは団地以外に自分で土地を求めてというふうな方については、既存の移住・定住のための補助もありますし、町の先ほど言いました2つの補助もあります。そういった部分を活用していただくというふうなことで取り組んでもらいたいと思いますが、また別な形の支援も必要なのではないかというふうなことであれば、そのアイデアはいろいろと検討をしていきたいと思いますので、アイデアとしてお聞かせいただきたいなというふうに思います。

ローン補助のこの話がちょこっとありましたけれども、実は今回の補正予算の中で、希望が大変多くて追加の補正予算を組ませていただくというふうなことで、予算の上程をさせていただきました。要は今そういった希望が多いというふうなことだと思います。そのローン補助の制度も一部、今年から少し見直しをして、現実的に利息分が少し多く出せるような形にもしたりとかという工夫をしております。さらにもっと利用していただくようなことにつながるように、その制度の改正なり拡充なりも考えていくつもりでおりますので、若い方からの意見をよく聞いていきたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 理解しました。

全てにおいて何をもらえるからこうするんだ何だというふうなことではなくて、やっぱりどこでもやっているんですね、いろんなことが。人って何かおまけが来るとうれしいじゃないですか。同じようなおまけじゃなくて、また今、水道課長、ポスター、パンフレットありましたけれども、もっと明確に簡単に、いろいろ変えていただきたいかなと。

訳が分からないという人がいっぱいいます。だからとにかく建てろと。後でいろいろついてくるからということではないんですけれども、もっと明確に簡単に、教育委員会を出しているようなポスター、明確ですばらしいじゃないですか。あのALTと、ポスター、ばちんと出て。あとは水道課のポスターなんかも、もう明確に、地域振興課でもいろいろつくっているみたいですが、やはりもう簡単、明確というものを思いながら伝わるように、こ

れだけのものを行っているんだということで伝わるように、いろいろ案内、パンフ等をしていただければいいのかなと思います。

やはり団地造成をしていくというのは大変重要なことだと思います。左沢線とくっつけてぜひ、これは町長やるべきだと思いますので、中期的に実現していただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（宇津江雅人君） これで菊地邦弘君の一般質問を終わります。

午後2時まで休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 藤野 広 美 君

○議長（宇津江雅人君） 次の一般質問は、一問一答方式で行います。

5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野広美です。

このたびの大江町議会議員選挙において、おかげさまで当選をさせていただきました。これからの4年間、新たな気持ちで活動してまいりたいと思います。町政発展のために尽力してまいります所存です。

それでは、通告に従いまして、工事着工前の行政提出書類のマニュアル作成をという質問をさせていただきます。

今年6月議会で、令和5年度道の駅おおえ再整備工事の請負業者として、高子・林・大泉特定建設工事共同企業体と請負契約の締結をしたことが承認されました。私は6月議会で、着工に当たり建築確認申請は下りているのかと質問をさせていただいており、課長からは5月29日に確認申請は下りているとの説明がありました。

その後、6月27日に起工式が執り行われ、私たち議員も出席させていただきました。起工式は、特定建設工事共同企業体として地元企業が落札して工事が進められることに喜びを感じ、これから始まる約1年間の工事の安全を祈願し、令和6年6月28日の完成を待ち望んだ起工式でありました。

起工式後、直ちに工事が着工されるものと思っておりましたが、なかなか着工の兆しが見えなく、約1か月後の7月24日から着工しているようです。

起工式より約1か月後の7月下旬の着工の経過について、課長に質問をさせていただいておりますが、課長からは、「現在の道の駅の敷地の一部を購入する予定となっている部分は現在県の所有となっており、11月頃に大江町所有になります。そのため、着工に当たっては県の土地を借りて工事着工をするという許可申請、そして道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合の、道路法24条申請の承認申請を得なければならないという手続が必要で、現在申請中です」という回答でありました。

引き続き私は、「この申請書類等に請負業者の記載をするところがあるのか」とお聞きしましたところ、「請負業者の記載欄はありますが、申請書類提出は議会で請負業者の承認をしてもらってからと考えていました」という回答でした。

議会承認後でないと提出できない書類もあると思いますが、その他の申請書類等の提出は、請負業者の議会承認の前に、行政の早めの対応でクリアできるものもあったかと思えます。

工事着工までには、いろいろな書類の提出をすることが必要になってくると思います。さらに、許可が下りるまでには相当な期間を要するということが予想されます。請負業者にとって、雪国の特に越冬の現場の工期は、施工手順や雪対策なども考えなければならず、重要な課題でもあります。

今後は、請負業者が決定し、起工式が執り行われたならば直ちに着工できるよう、請負業者が決定したら提出する書類並びに請負業者の議会承認後に提出する書類に分けて、申請書類のマニュアルを作成し、例えば担当者が異動で変わったとしても、そのマニュアルを基に行政側の早めの対応ができるようにしておくことを提案させていただきますが、町長の考えをお伺いします。

これで、壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは、ただいまの藤野議員からいただいたご質問にお答えをさせ

ていただきます。

道の駅おおえ再整備につきましては、令和5年第2回大江町議会定例会において工事請負契約締結の議決をいただき、高子・林・大泉特定建設工事共同企業体により現在、工事を進めております。

議員ご承知のとおり、建築確認申請については工事の入札前に許可を得ておりましたが、当該工事箇所の一部が県の道路管理国道敷地となっていることから、道路工事施工事項承認申請、先ほどありました道路法第24条に基づく手続きでございますが、これが必要であり、速やかに手続きを進めてきたところではありますが、このたびの工事案件は施工箇所が町で取得した土地と国道敷地にまたがるという特殊な条件であったため、想定以上に事務処理に時間を要し、7月21日付で承認されたところであります。

議員からお話がありましたように、申請手続きが複雑かつ多岐にわたるような案件がありますが、工事着手までに必要な申請手続きなど、設計監理業者と共に情報を共有しながら、今後は申請関係のチェックリストなどを作成して、そのリストを基に進捗状況を確認し合いながら進めてまいるようにしていきたいと思っております。

マニュアルというお話がありましたが、マニュアルを作成するには相当の恐らく労力も必要だというふうには思いますが、チェックリストというふうな形では、私も経験がありますが一つ一つ確認をして漏れのないような形で作っていけば、その部分は対応できるというふうに思っているところであります。

工事の施工に当たりましては、季節的な要因や資材流通の遅延など、懸念される事項がこれからも出てきますが、引き続き、設計監理をお願いしている業者さん、そして施工業者さんと町が連携を図りながら整備に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

今、町長からは申請が今回、特に複雑であったということもあって、複雑かつ多岐にわたるような案件については、工事着手までに必要な申請手続きなどの情報を設計監理業者と共に共有しながら、今後は申請関係チェックリストを作成して、そのリストを基に進捗管理に努めてまいりますという答弁をいただきました。

道の駅の申請書類、今回、前後したこと、これを踏まえて、今後、各課の申請関係チェックリスト等を作成すれば、工期等も順調に進捗していくものというふうに思っておりますので、ぜ

ひお願いしたいと思います。

これで1つ目の質問を終わらせていただきます。

次に、2つ目の花火大会での花火打ち上げ数と「玉屋～」の掛け声をという質問をさせていただきます。

今年も101周年の花火大会が無事開催され、200年に向けてスタートをしました。天候の心配もなく、たくさんの来場者でにぎわい大成功で終えたことを喜びたいと思います。

主催者発表では、毎年約7万人の来場者があるとお聞きしています。今年に来場者はどのくらいであったのかをお伺いします。

この花火大会はご先祖様を思い、灯籠流しとともに山形県最古の花火大会として、打ち上げられる花火を見て感動するものがあります。

左沢の花火が見たいと、東京に住んでいる娘家族が初めて観覧しました。5歳と間もなく3歳の孫が、「わー、すごい、きれい、最高」と歓声を上げて、何度も手をたたいて感動をしていました。最後に打ち上げられる町民一同の花火は特に感動したようで、「最高」の連発で余韻に浸っていたようです。大江の花火大会を見せてあげられること、一緒に見ることができること、私も大変うれしく、これからも守っていかねばならない大江町の一大事業であることを改めて感じ、誇りに思いました。

花火大会の数日後に、町民の方から花火大会での花火打ち上げの数について質問がありました。「今年は終了時間が8時10分くらいかと思います。打ち上げの数は例年と同じく4,000発と聞いているが、4,000発打ち上げになったのか」という疑問を持ったということです。私も、例年より終了時間が早いなと感じたところです。

花火の材料費が高騰しており、例年より打ち上げ数が少ないという情報も入っておりますが、今年の花火打ち上げ数の数はどのくらいであったのかをお伺いします。

役場職員の方が手分けして、暑い中、寄附のお願いに回っているのは把握しております。寄附を頂いている方が、頂ける方が少しずつ毎年、減少しているのではないかと感じているところです。昨年は、ふるさと納税の一部を使わせていただいて打ち上げをしたとお聞きしておりますが、今年はどうだったのでしょうか、お伺いします。

もう一点、町民の方からいただいた声ではありますが、「例年、本部席に行く道路に3か所くらい道路を照らす照明が設置されるのですが、今年はなかったようで暗かったなと思います」ということでした。坂道でもあり、見物客の足元を照らす照明は、事故防止にもなると思いますので、毎年設置すべきと考えますが、町長の考えをお伺いします。

あわせて、はっきりとした年度は忘れましたが、最後に打ち上げられる町民一同の花火の紹介の後、アナウンスをされる方の「玉屋～」の掛け声で花火大会が締めくくられていたときがありました。町民の方も私も、その記憶が今も残っています。ぜひ復活してほしいという声がありますが、私もそのように思います。

「玉屋～」の声に合わせて、見物している方も一緒に大きな声で歓声を上げることによって、大江の花火大会の締めを心に留め、来年また、と胸に刻むのだと思います。

「玉屋～、また来年お会いしましょう」というパフォーマンスは、来場者に感動を与えるものと思いますので、ぜひ復活をしていただくよう提案をさせていただきますが、町長の考えをお伺いします。私の「玉屋～」の声がちょっと下手で大変申し訳ありません。よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） それでは2つ目の藤野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

水郷大江夏まつり灯ろう流し花火大会は、皆さんご存じのとおり、大江町、そして大江町観光物産協会、大江町商工会、大江町区長会、そしてさがえ西村山農業協同組合、こちらの団体の共催で実行委員会を組織して、町の観光物産協会長に実行委員長を担っていただき、開催しております。町長は大会会長というふうな形で役職を担わせていただいております。いわゆる主催者発表というふうなことになるとは思いますが、今年も多くのお客様からお越しいただき、コロナ禍の前と同じ程度の8万5,000人の方々にぎわったというようなことの取りまとめになっているようであります。

大会の予算は構成する団体からの負担金や町民協力金、そして収入の半分以上は事業所や会社さんなどからの協賛金で賄っており、実行委員の方々の手分けをした対応で暑い中、大変な思いをして寄附をお集めいただいているというふうなことでございます。本当にご協力には頭が下がる思いであります。その結果、今年は421件、1,095万2,000円の協賛金をいただいで開催することができました。

先ほど、クラウドファンディングのお話がありましたが、町からの負担金について昨年度は100周年の記念事業というふうなことに位置づけた中で、クラウドファンディングを行った金額、この部分を町の負担金の中に入れて、実行委員会のほうに支出をさせていただいたというふうなことがありましたが、今年は記念事業としてのクラウドファンディングは行っておりませんので、町の負担金については一般財源のみを充当した中で、今年の町の負担金

を支出しているという状況であります。

ご質問にありました花火の打ち上げ数についてであります、その数についてはもちろん収入の金額により変わるものであります、特に大きな比重を占めております事業所や会社さんからの協賛金、これが大きな要素となってくるというふうなことです。昔のことを振り返りますと、平成10年頃は花火の打ち上げ数は2,000発だったというふうに聞いておりますが、その後、平成18年度の打ち上げからプログラムの中にも4,000発というふうなことが記録されているというふうなことです。しかし今は協賛金も徐々に少なくなっている、そして価格も上がってきているというふうなことで、最近では4,000発の打ち上げには至っていない状況が続いているというふうなことであります。

そして、その一方で玉数についてはおおむね花火の規模を測るものというふうなことにもなるかとは思いますが、ただ、花火の打ち上げ方によって玉数というのは変わるというのは、ご理解いただけるのではないかとこのように思います。花火の玉1個当たりの単価の高い大きな玉、尺玉とか、そういった玉を多く打ち上げれば玉数は当然、少なくなりますし、価格を抑えた小さい玉やスターメインなど、大量に上がるような花火になれば玉数は多くなるという、要は演出の部分にも大きく影響されるものなのかなというふうに思います。

そして、藤野議員のご質問にもありましたように、花火の原価は原材料費が高騰して価格が上昇しているという、そういったことが今年にはありました。それ以外にも、以前に比べまして実行委員会の中で対応している安全確保や混雑解消のための対応も年々厳しさを増し、大変になってきている。そして、そのための人件費も高騰しており、警備業務委託料なども値上がりをしているというふうなところで、花火代金以外の大会運営もかなり工夫を凝らして行っているんだというふうに聞いております。

花火の打ち上げ時間に対するお話がありましたが、これまで7時開始という、ポスターなどに書いておりました、昨年までですね。しかし、大会の運営に当たっては7時開会というふうなことで、7時から挨拶をするというふうなことをやっておったんです。なので、7時に上がらないねという町民の声だったり、観覧者からの声があったので、このことは昨年ばかりじゃなくて、以前からそういう声があったというふうなことで、打ち上げ開始を今年からは7時からにした。そして大会会長等の挨拶、御神火のセレモニーは、打ち上げの開始の前に全て完了したというふうなことです。

つまり、打ち上げ開始時間は、昨年度までは10分ないし15分ぐらい過ぎた後に打ち上げ開始をしておったんですが、その部分は7時打ち上げ開始というふうなことで、10分なり15分

ぐらいが繰り上がった打ち上げ開始になったということになりました。その辺のところも、終了時間との兼ね合いがあるというふうなところですよ。

さらに、打ち上げの演出というふうなことでは、今年から少し見直しをして、オープニングとフィナーレに特に力を入れていくというふうなことで、最終の目標は今年は、8時30分頃になるとお客様が帰る人が多くいらっしゃるというふうなこともあり、打ち上げの時間を90分間、つまり7時から8時半までという時間設定の中で編成をしていましたが、結果的には先ほどの繰り上げの分の予測の違い、それからアナウンサーさんのアナウンスなどについても、やっぱりプロの方をお願いをしているというようなことで、進行も比較的スムーズにいったのではないかとこのように思っています。

そんなところで、先ほどありましたように結果的には打ち上げ終了が8時10分頃、そして実行委員長の最後の挨拶、感謝の挨拶があって全て終了したのが8時20分頃だったというようなことが、先ほどの町民の声というふうなことにつながってきたのかなというふうに思います。その部分のタイムスケジュールについては、これから実行委員会、反省のための実行委員会などもありますし、来年度に向けた課題ではないかなというふうに思っています。

それから、道路の照明についての質問がありました。ちょうちんではなく簡易のライトを設置したということになります。様々な評価があると思いますが、最低限の安全性を確保した中で、地元の方々からは雰囲気よかったというように評価もいただいているということがあります。

ここは、安全管理上の問題と雰囲気の演出というように両方に関連してくるものかなというふうに思いますし、雰囲気を盛り上げる、昨年度もそうだったんですが、河原の丘の上に、川沿いに灯籠を並べたというように行っているんです。流すばかりではなくて、川の陸側のほうにずらっと灯籠を川岸に並べたと、これも雰囲気をよくしているというふうなことがあると私は思っています。少しずつ進化をしながら見直しを行い、色々取り組んでいきたいなというふうに思います。

それから、「玉屋」の件についてでありますけれども、なぜ玉屋と言うのか、恐らく藤野議員もお調べになったのかというふうに思います。玉屋の意味も含めて本町にふさわしいフレーズなのかどうか、花火大会の最後のフィナーレの演出のことでもありますので、これから行われる10月6日の夏まつり大会振り返りのための実行委員会において、話題にしてみてもどうかと思っております。

私が調べたところでは、玉屋というのは東京の隅田川の花火大会で川上、風下に分かれて、

玉屋という花火業者さんと鍵屋という花火業者さんがいて、それぞれ競って花火を上げていた。そんな中で、お互いの花火を評価するときに玉屋、鍵屋というふうな声をかけたというのが、この玉屋のもともとの意味合いのようでございます。

実際、玉屋は何か1年ぐらいで花火屋さんはやめられて、鍵屋は今も続いているというふうなことのようであります。ただ、藤野さんが言いたいのは、それぐらい強烈な印象があって、心に残ったというふうなことでしょうから、その辺は検討させていただきたいというふうに思います。

最後に、灯ろう流し花火大会に関しましては、町民の方々から様々ご意見をいただく機会が今日のことも含めてあります。ご意見をいただけるというふうなことは、ポジティブに考えればもっとよくしていけるのではないかと、していきたい、そういうふうな思いを皆さんが持っているからだというふうに思います。町民の誇りでもある宝物であります灯ろう流し花火大会を、これからも町民の皆さんと一緒に考え、盛り上げていくことをやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

今、町長からは、今年の花火大会の来場者数は8万5,000人というふうに把握しているという答弁がありました。例年になく多くの来場者があったということは、とてもうれしいことだと思います。

花火の打ち上げ数に関しては、寄附数等が421件で、4,000発には至っていないという状況が続いているんだというふうな答弁だったと思います。私も先ほど申し上げましたとおり、資材高騰もあって、花火打ち上げ数減の要因の一つになっているということだと思います。

また、警備の方への値上がり、報酬のほうだと思いますけれども、などもあって、花火のほうに回すお金が少し減ってきたということなのかなというふうにも、今の答弁で把握したところです。今年はクラウドファンディングというものを使っての予算化というものをしていないということで、その分の打ち上げ数が少ないということにつながったと考えられます。

町長のおっしゃるとおり、玉数にこだわらず、どのような花火を演出するということが考え方のポイントになるのではないかと答弁でしたが、それも分かります。町民の方が大きな花火を上げられれば、やっぱりさすがに、わーっという声を上げて、歓声を上げて皆さん見学なさるといのも見ておりますが、やっぱり花火大会が最後、少しでも時間が遅く、

今年8時10分よりも、幾らでも後ろにずれて終わるといふことになる、町民の方はよかつたなといふふうを感じるものなのではないかなといふふうに思います。

オープニングを早めにして7時から打ち上げ、その分、後ろのほうが早く終わっているといふことは把握、今の答弁で分かりますが、この辺も含めて今度、反省会等があるといふふうにお聞きしましたので、そこでもこの話を出して見ていただけたらといふふうに思います。

先ほども言いましたけれども、少しでも花火の数が多くなれば、町民の方というのはやっぱりうれしいなといふふうにするものだと思いますので、ここは改めてお聞きしたいなといふふうに思います。

本部席に行く道路を照らす照明の設置の件ですが、ちょうちんではなく今年は簡易のライトを設置したといふことで、地元の方々からは雰囲気よかったといふ声があるといふふうな答弁でしたが、やっぱり事故防止も考えて、この照明といふのはあるのではないかといふふうに思いますので、このことも含めて、今度の反省会等では今までどおりちょうちんにすればいいのか、ライトにすればいいのかといふふうな検討もぜひして見ていただきたいといふふうに思います。

また、「玉屋～」と、先ほど町長がおっしゃった玉屋の由来、そのとおりだといふふうにも私も調べて把握しておりますが、「玉屋～、また来年お会いしましょう」といふパフォーマンスは、玉屋の意味を含めて実行委員会で話題にしてみたいといふ答弁をいただきましたので、ぜひ実現になるように検討をお願いしたいといふふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、私の答弁を総括していただいたような感じでお話をしていただいたのですが、ちょっと補足をさせていただきますと、クラウドファンディングの件です。

昨年度はJRさんの100周年といふふうなところも踏まえて、ラッピング列車を運行させていただいた。クラウドファンディングの一番の発想の原点といひますか、ラッピング列車を走らせたいといふふうなことを目玉にしながら、JRの100周年と夏まつりの100周年といふふうな組立て方でいきました。なので、クラウドファンディングでほぼ、花火のほうの代金といふふうなことには回ることはできなかった。目標額200万だと思ひますが、それを超えてはいるんですけども、ラッピングやその他の経費で、花火のほうに回すといふふうなことはほぼなかったといふふうなことだったと思ひますので、それはちょっと花火の数なり全体の金額とは少し、100周年といふ特殊な事情だといふふうに捉えていただきたい。

それから、少し物足りなさがあつたのではないかなといふ全体的なお話なのかなと、時間

と玉数といますか、なんですが、それはそうだったかもしれません。もう8時15分頃に終わっているわけですから。いつもとは違うというふうにしたのはそのとおりだと思います。

ただ、私、7時から打ち上げ開始をしているのを見て、ちょっと明るかったなというふうには思いませんでしたか。ちょっと7時だと、天気がいいとまだ薄暗いという感じが、ちょっと私はしました。それはそのときの、雨模様というか、曇り空なのか、晴天なのかでも違うと思いますが、その辺を考えると、前のような形でもう少し時間がたってから花火が上がったほうがいいのかもしいかなとか、いろいろ考えましたので、要はそのPRの仕方として7時開会の打ち上げ開始のことに、きちっと伝わるようなPRをしていかなければならないというふうなことをポイントにしながら、そこは考えたいというふうに思います。

あと、私どもの花火大会で私も言っているし、来ていただいた方がよく感想を漏らすのは、花火の迫力に感動するという、それは打ち上げ場所と観覧席が比較的近い、そして近いということは、大きさもそうですが、音も物すごく感じられる。その上、楯山に反響するような形で物すごく響きというか、そういう振動も感じられるというふうなことで、3か所から打ち上げられるというのが、ほかの町では面的にぼっと正面に上がるスターマインが多いような花火大会が今、主流になってきておりますが、うちの花火はそういうふうな打ち上げ方に対して、お客様から物すごく評価をいただいているんだなというふうな自信を持って、この花火大会を続けていきたいというふうに思っています。

新しいものも取り入れていかなければならないとは思いますが、守るべきところはきちっと守りながら、そこは伝えていくというふうなスタンスで臨んでいきたいというふうに思っておりますので、いろいろ議論をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

7時、やっぱり今年ちょっと明るかったかなというふうな思い、私もします。今、町長の答弁にもあったように、3か所から上がる花火、どこに行ってもこれはないと思います。この迫力を感じる、音の伝わり方を感じられる花火、これは私たち町民の誇りでもありますので、今後ぜひ200年に向けて続けていっていただきたいという事業でもあります。よろしく願いいたします。

これで、2つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは最後に、最後の質問に入らせていただきます。

道の駅周辺の「おしん銅像」設置予定地の進捗と今後の計画はという質問をさせていただ

きます。

今年度の予算の中に、道の駅周辺一体化計画の一つとして、テルメ柏陵健康温泉館駐車場の北側の土地を購入して、おしん銅像を設置するという事業が計上されていると思います。

私は議会広報委員会のメンバーであったので、4月発行の議会だよりに掲載したいという考えで委員と話し合い、予定地の写真撮影をして、地域振興課の課長に確認をお願いに伺いました。そのときに課長からは、「実は予定地を購入できないかもしれないので、議会だよりに掲載しないでほしい」という回答がありましたが、その理由をお伺いします。

町長は、この土地を購入して、おしんに関係する事業を実施したいと考えているのかを改めてお伺いします。

「おしん」に関しては、NHKの著作権というものがあって、写真や音声などは難しいということを言われているということ、以前、別の議員が質問した際に町長から説明があったことは記憶にあります。銅像だと動きを感じることができないため、PR効果が薄れるのではないかと思います。

既に予算に計上されているのは承知しておりますが、おしんを若い方にも伝えていくことはNHKにもプラスになることなので、おしんが奉公先に行くため、いかだで下るシーンなど、劇的な場면을PRする、目で見て耳で聞く写真や音声などを入れた事業を、ぜひ大江町で手伝わさせていただきたいというような交渉をNHKに掛け合うということではできないのでしょうか。このことも含めて、予定どおりおしん銅像建立をしていくのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（松田清隆君） ただいまありました道の駅周辺のおしん銅像設置予定地の進捗と今後の計画についてというご質問であります。初めに、おしんいかだ下りロケ地記念碑の設置予定地として考えておりましたテルメ柏陵健康温泉館東側の柏陵東部地区緑地公園整備事業、こういうふうに呼んでおりましたが、そのこれまでの経緯と現在の状況についてご説明したいと思います。

この緑地公園につきましては、新たな道の駅や柏陵荘跡地の公園など、柏陵エリアの再整備構想を検討してきた中で、エリア内にある世界的にも有名なNHK連続テレビ小説「おしん」のロケ地を観光資源として活用できないかという声が多数ありましたことから、おしんいかだ下りロケ地記念碑ができないかどうか、こういうものもあそこのエリアの目玉にでき

ないかどうかというふうなことで、整備を検討してきたというふうなことです。

事業計画といたしましては、今年度に測量設計と用地取得を行い、令和6年度には道の駅の完成にできるだけ合わせて、緑地公園を整備したいという計画としておりました。そのために今年度の当初予算の中に予算の措置を盛り込ませていただいていたというふうなことであります。

そして、3月議会の予算の議決の承認を得た後すぐに地権者及び関係者の皆様に連絡を入れながら、事業へのご理解と用地買収に対する交渉を議会終了後、進めてきたところであります。まずは地権者の方のご理解をいただかなければ事業を進めることができないというふうなことであります。

その中で、当該事業予定地周辺で今、行われております民間事業者による盛土工事との関係から、地権者の方々から土地に対する様々なご意見をいただき、町でも事業への対応を検討したのですが、最終的には少なくとも今年度内の用地取得は難しいと判断し、柏陵東部地区の緑地公園整備事業につきましては、現時点では延期せざるを得ないという、そういう判断をさせていただいたところであります。

そういった経過もありまして、議会だよりの部分については用地交渉を最初のほうで進めてきた中で、そういった意見が出てきたというふうなことで、ちょっとその部分については課長のほうから話があったというふうな理由なのかなと思います。また、この延期の判断をしたことに伴いまして、このたびの補正予算の中に測量設計費と用地費を減額する予算を計上させていただいております。

おしんいかだ下りロケ地記念碑の設置に関しましては、令和元年度からNHKのほうと協議を重ね、おしんロケ地という資源を生かし、インバウンドを見越した観光客誘致を図り、町の活性化につなげていきたいという熱意を、東京のNHKのほうまでお伺いしながら伝えてきたところ、一部条件はあるものの、おおむね整備をすることについてのご理解は承認をいただいていたというふうなことであります。なので、不可能というふうなことではなくて、可能であるというふうな見通しをつけた中で、今回の対応をしてきたというところです。

また、土地のほうとは別に、町、観光物産協会、商工会、観光ボランティアガイドの会、そして区長会、それから県の観光物産協会、これらの方にお声がけをしながら、おしんいかだ下りロケ地記念碑建立事業発起人会というものを持ち上げてまして、これまで2回ほど会議を行って、どんな形がいいのか、どんな形だと魅力的なものになるのか、そういったことを検討しましたが、先ほどのような事情の中で、今のところについては発起人会は現在、休会

とさせていただかざるを得ないというふうな状況であります。

先ほども申し上げましたとおり、おしんロケ地という立地は、大江町をPRする上で、時間はたっても魅力的な観光資源であるというふうなことであります。今後もNHKとの協議は継続していきたいというふうに思いますし、時期とタイミングを見ながら設置場所や内容について、おしんいかだ下りロケ地記念碑の発起人会、こちらのほうも再開していくようなことになればというふうに考えています。

また、ロケ地周辺の緑地公園整備事業については、現在、行われております盛土工事、民間事業者の盛土工事の完成後における土地の形状や、地権者様の皆様のご意向なども確認しつつ、新道の駅と新公園完成後の利用状況なども考えながら、柏陵エリア全体の創出と交流人口の拡大を図る将来的に必要な事業であるのかどうか再検証しながら、慎重に判断をしまいたいと思いますので、以上のような経過の中でご理解いただければというふうに思います。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 答弁ありがとうございました。

今、この質問をさせていただくために、私、担当課長のほうに質問をさせていただいているんですけども、課長からは、この設置予定地は3人の土地所有者が現在いて、1人は町に売ってもいいですよという方。もう一人は、まだ自分でも今、使いたい土地なので、今は売れませんか。もう一人の方は、さっき言った盛土、残土処分するための土地を今、貸していて、まだその賃貸契約期間が残っているので、今は売れませんかというような3人の方ですというふうな答えでした。

今、町長からいただいた答弁は、町で最終的に今年度内の用地取得は難しいということで、事業については、現時点では延期という判断をさせていただきましたということでした。今年度の予算に、3月の予算ですけども、計上するというつもり、心積もりであったならば、昨年度にこの3人の方に打診をしておく必要があったのではないかというふうに私は考えますが、打診をしたのかということをお伺いします。

あともう一つ、おしんいかだ下りロケ地記念碑建立事業発起人会という会があって、その場所等も含め今は休会していますが、内容を今後、検討していくという答弁でしたので、そこはよろしくをお願いします。

打診の件だけお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） そのこのところのタイミングは、非常に難しいタイミングだというふうに思います。土地の取得が絡んでくる事業に関して、どんな事業であっても予算的な裏づけがない中でどうか、議会の予算的な承認を受ける前の段階で、用地交渉をするというようなことができるのかどうか。私はあまり積極的にはできないのではないかとというふうに、手順として感じています。

そして、この場所の部分については今、現場のほうを見てもらうと分かるんですが、予定している土地とは離れた最上川の上流の部分で盛土工事を今やっているものですから、盛土工事がこちらのほうの予定している土地のほうまで影響するものだと、ちょっと現場を見ている限りでは感じ得なかったというふうなこともあって、その盛土工事の業者さんとのアポイントというふうなものがちょっと遅れてしまったというのは、事実としてあると思います。ただ、それを行うにしても、町の予算が決まって早々に、すぐに出かけて行って、職員の方では意向を聞きながらお話をさせていただいてきた、その時点で今、申し上げたような経過にずっときているというふうなことであります。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 予算化にならないと、打診というのはなかなか難しいということだと思いますが、来年度、予算化をして承認をしてもらわないと、どういうふうになるか分かりませんがという言葉の前に添えて、こういうことを考えているということをやっぱり言ってみるということではできなかったのかなというふうに思うんですけども。そうすると、今、言っている3人の方がそれぞれどういうふうに思っていることもあるんですが、そういうことを言って、いずれ、じゃ今度こういうことをしていきたいということがあるので、譲っていただけるかという確認というものは必要ではないかなというふうに思います。

そのときになれば、ぜひ協力していただきたいということをお願いして、土地の購入者に向けては町長の熱い思いを伝えておくということが大事だと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 盛土されている事業者の方、そして土地をそこにお貸ししているというのか、それを了承して進めてもらっている地権者の方という2つの立場があります。そんな中で、盛土をされている事業者の方といろいろ担当のほうでお話をしてきた折には、まずはこの事業について一定程度めどがついた後に、そういった相談を受けたいと思うというよう

なお話だったと思います。なので、改めてまたそこは仕切り直すというようなことになってくると考えております。

○議長（宇津江雅人君） 藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 一旦、元に戻してという状態だということは分かりました。

今後どういう、今の土地か、また新たな土地を購入するかというふうなことが出てくると思いますけれども、どの土地を購入するにしても、町長の熱い思いを伝えて、こういうことをしたいんだ、ぜひしたいんだということを伝えていく必要があると思います。実現に向けてぜひ行動をお願いしたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宇津江雅人君） これで藤野広美さんの一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

週明けの10月2日月曜日、午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時50分

令和5年第3回大江町議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年10月2日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問(1名)

3番 大沼清人

- 大江町町議選無投票での有権者の知る権利の侵害について、選挙管理委員会の見解を問う
- 町政の方向性について(近隣市町との連携した町おこしについて)
- 現状の町政の町長の認識と町民とのそれにずれがあるか見解を問う

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議場内での写真撮影を許可します。

また、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎一般質問

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の時間は、大江町議会会議規則第61条の規定により、答弁を含め60分以内となっておりますので、質問、答弁とも簡明にお願いします。残り5分となった時点でベルを鳴らしますので、議事の進行にご協力をお願いします。

質問席と町長席に水差しを置くことを許可します。

それでは、一般質問を許可します。

◇ 大 沼 清 人 君

○議長（宇津江雅人君） 最初の一般質問は、一問一答方式で行います。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） では、3番、大沼清人、質問させていただきます。

冒頭でございますが、私は七軒の沢口というところから選出されました。七軒はご存じのように山林文化でございます。左沢の舟運文化、本郷の田園文化と並んで、大江町の多彩な魅力の一端を我々は担っていると思っております。

今回、昨年、大江西川線が全線開通いたしまして、ようやく我々は地域間格差、これを少しは埋めてもらったのかなと感じております。ただ、非常に厳しい自然、あと急激な過疎化、祖業である森林の材木の価格の下落等々、これはなかなか大きい問題でございまして、日々苦しんでおります。ただ我々は、例えば柳川温泉しかり、やまさあべしかり、古寺の観光案内所しかり、先人から受け継いだ拠点を非常な観光資源ということで十分に生かしつつ、我々住民が安心して安全に暮らせるようにするのが、取りあえずの私の責務だと思っております。

というわけで、ぜひ皆さんの七軒へのご理解ご協力のほど、伏してお願いする次第でございます。

では次に、質疑に応じます。

一般質問通告についてお出しさせていただきましたけれども、大江町町議選無投票での有権者の知る権利の侵害について、町の見解を問う。これは、本来ならば選挙管理委員会に出すべきなのですが、総務課長が代わりに答えていただけるということでお伺いいたします。

今回の大江町の町議選については、1959年町制以来64年ぶりの無投票になりました。この無投票において、公職選挙法の171条により投票を行う必要としなくなったとき、または天災、その他避けることのできない事故、その他特別の事情のあるときは選挙公報の手続は中止するというふうに定められております。

しかしながら、選挙公報が発行されないことにより、我々町民は無投票での当選議員たちが一体選挙でどのような公約を掲げているのか、そしてその公約を本当に、例えば旧来の、古参の議員さんたちは本当に履行しているのかどうかなどを知るすべが困難になってまいりました。確かに内部検討資料や講演会参加を促す資料で、ある程度候補者の素顔や考え方を知ることはできます。ただ、その範囲は候補者にとって義務でもなく、あくまでも任意でございます。この事象は我々大江町民、有権者の知る権利と立候補者に思いを伝えるべく選挙公報を作成した我々候補者11人に対して、ないがしろにしているのではないかと私は考えます。

それを踏まえて、以下質問いたします。

無投票において立候補者が選挙管理委員会に提出した選挙公報原文について、大江町民7,000人余りの有権者に対する行政機関の説明義務として、また、過去の選挙に関わる参考情報として、有権者への後日の配布もしくは積極的に選挙管理委員会のウェブサイトに掲載することが望ましいと私は考えます。その意思はあるかどうかを問います。

○議長（宇津江雅人君） 選挙管理委員会書記長の答弁を求めます。

選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（五十嵐大朗君） おはようございます。

それでは、大沼議員の1つ目のご質問にお答えをいたします。

なお、この件につきましては、選挙管理委員会の所掌事務に属するものでありますが、選挙管理委員会は町長事務部局とは別の独立した行政委員会になります。したがって、町長からではなく、選挙管理委員会書記長として答弁をさせていただきますのでご了承賜りたいと存じます。

さて、今さら申し上げるまでもありませんが、このたびの町議選は昭和34年の町制施行後17回目の選挙でありましたが、初の無投票となりました。全国的に若者を中心として政治離れ、行政に対する関心の薄さが指摘される中で投票率の低下が続いており、同時に首長、議員を志す人も少なくなっているようであります。現に隣接市町においても今年4月の議員改選期において無投票となっており、特に地方の小規模自治体や町村においてその傾向が顕著のようであります。もはや社会問題でもあり、大江町でもとうとうそのときが来たかというのが正直な感想であります。残念に思っている町民の方も多いのではないのでしょうか。

なお、大沼議員からありましたけれども、選挙公報の発行は公職選挙法第167条の規定により、衆議院、参議院の両選挙と都道府県知事選挙では義務づけられていますが、それ以外の選挙については各自治体の判断、任意となっております。

大江町では昭和62年に大江町選挙公報発行に関する条例を制定し、議員選挙と町長選挙においても選挙公報を発行することを定めていますが、選挙公報は候補者の経歴や公約などを知る貴重な情報源であり、誰に投票するかを決める重要な判断材料になり得るものだと思います。また、町議選と町長選は告示後の選挙運動期間が5日間と短く、平日の日中は町内にいない方も多いため選挙公報を発行する意義は非常に大きいものがあると考えております。

このような背景がありますが、条例では投票を行うことを必要としなくなったとき、つまり無投票が決定した場合と大規模な災害発生など特別の事情があるときは、選挙公報発行の

手続は中止する旨、定められていますのでこのたびは発行しませんでした。というよりも、条例のつくりが中止することができるという選択の余地を残した表現ではなく、中止すると明確に定められていますので、ルール上発行できなかったというほうが正しい表現かもしれません。

したがって、仮に無投票の場合であっても選挙公報を発行するには条例改正が必要となりますが、公職選挙法に基づいて選挙事務を執行している立場として、公職選挙法の規定と違う内容に改正することには抵抗があるといえますか、そぐわないのではないかとこのように感じているところでもあります。ちなみに、近隣自治体の条例も同じような構成になっていますが、公職選挙法第171条で、繰り返しになりますけれども、無投票の場合には選挙公報発行の手続は中止する旨、定められていることから、恐らくそれに倣ったものと推測され、大江町でも同様であったと考えられます。

しかしながら、議員おっしゃるとおり選挙公報を発行しないとすると、投票の機会を奪われた町民にとっては、候補者の公約や何を訴えようとしているのか知る権利が阻害されたことにもなってしまうかと思えます。積然としない方も多いかとは思いますが、現行条例の規定では無投票の場合の選挙公報発行は不可能であり、投開票日翌日の選挙会が終了し当選人が確定した時点で、このたびの町議選に関する選挙管理委員会の任務は一旦終わったこととなりますので、今後、選挙管理委員会として選挙公報を配布したり、町ホームページ上で閲覧できるようにすることはできないというふうに考えております。

選挙管理委員会の任務は、公職選挙法と、条例を遵守した上で公平公正に選挙事務を執行することが第一に求められますのでご理解を賜りたいと存じます。

なお、こうしたご意見があったことは次の選挙管理委員会で委員の皆様にご報告をさせていただきます。

以上、選挙管理委員会からの答弁とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、課長言われたように、171条に無投票の場合、選挙公報の発行手続は中止されることは、これは存じております。

一方で、選挙管理委員会に選挙公報の原文の取扱い、これはどういうふうになっているんですかというのは、公職選挙法に何か記載ありますか。NOとかありますか。

○議長（宇津江雅人君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（五十嵐大朗君） 確かに公職選挙法と条例では選管に提出した選挙

公報原文の取扱いをどうするかという規定はございません。ですので、逆論法といいますか、それじゃどうにでもできるのではというような解釈もあるかとは思いますが、ただ、条文のほうで無投票の場合は中止すると明記されたものがありますので、そちらを優先すべきであるというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） では、そこでさらに申し上げますと、現状において、無投票選挙において候補者が選挙管理委員会に提出した選挙公報原文について、町民がその写しを行政文書公開により請求すること、これは可能なんでしょうか。また、そうして得た選挙公約を町民が独自にウェブにアップすることは、これは可能なんでしょうか。それを聞きたいと思えます。

○議長（宇津江雅人君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

情報公開条例というものがあまして、町あるいは選挙管理委員会が保有する行政文書については公表対象となります。ただ、このたびの選挙公報につきましては、候補者の皆様から原文をいただいておりますけれども、無投票となった時点で発行を中止しております。ですので、選挙公報というのは成立していないというふうに思っております。

理屈、へ理屈になりますけれども、あくまでもその選挙公報の原稿にすぎないというふうに考えておりますので、そのような解釈であります。ですから、選挙公報として完成していない以上、それをホームページで公表することはできないのではないかとこのように思っているところであります。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今、総務課長おっしゃいましたけれども、今日、私、広報「おおえ」、あれに出すから抱負を述べてくれと。これはいつと言ったら10月末です。広報「おおえ」に名前と年齢と抱負50字。9月5日公示して10月末ですよ、

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 書記長。

○選挙管理委員会書記長（五十嵐大朗君） 確かに選挙公報に興味があつて投票する際の判断材料にしている方は多いはずであります。候補者にしてもそれが日の目を見ないのは残念かというふうに思います。やはり、知ろうとしている有権者、町民、伝えようとしている候補者、議員、それぞれ、議員おっしゃるとおりないがしろにしているというような表現も当たるかというふうに思っております。ただやはり、法律、条例でそれはできないとされているものから、やはり法令遵守という立場上、それはできないのではないかというふうに思っております。

私から申し上げるのも何なんではありますけれども、例えば、今、議員さんもおっしゃっておりますけれども、議員さん同士の同意があるとすれば、例えば議会だよりの中で選挙公報の要約版のようなコーナーを設けていただくとか、あるいは宇津江議長が所信の中で述べておられましたけれども、町民との対話集会などを設けていただいて、それぞれ思いを伝えていただくとか、そういったことしか現状においてはできないのではないかというふうに思っているところです。やはり、条例を改正しないことにはこれはできないというふうに思っております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 私もちよつといろいろ調べてみました。総務省の自治行政局選挙部管理課に電話してみましたら、答えまだ返ってきていません。先週末言ったんですけれども。要は彼らにしてもどうしていいか分からないと思いますね。無選挙での選挙公報の扱いについてははっきりはしていないんです。ということで、なかなか苦しいお立場だと思いますが、分かりました。これは私も議会だより等々でフォローさせていただければと思っております。

第1問目は以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 第2問目についてお願いします。

○3番（大沼清人君） じゃ、2問目よろしいでしょうか。

2問目は、町政の方向性について（近隣市町との連携した町おこしについて）町長にお伺いいたします。

私は立候補に当たり、次の4つを公約として挙げました。

近隣市町と連携した町おこし、各地区商店街の活性化、町議会議員定数の見直し、あと地域産業の育成による農林業活性化。この1について町の見解を問います。

具体的な領域としましては、観光、これは県内外、インバウンドも含めてですね。あと物産の販売、就農者募集、アンテナショップ、例えば宮城とか東京とか共同運営等々含め、ま

た、これは仮想空間も含んでおります。各町単独での上記事業展開の限界を踏まえ、各町の独自性は担保しつつ連携、協力することで県内外や海外へのアピールが強力になります。また、県からの予算のさらなる獲得、事業規模の拡大による経済効果、宣伝効果、結果的に人口減対策につなげることを主眼といたします。

それに対して、町はあくまで従来型の過去と全く同じの町単独で、この課題を遂行することは可能なのでしょうか。部分的あるいは段階的にもう近隣町村との連携を、これは真面目にというのは失礼ですけれども、真剣に考える時期になっていると思いますよ。町の予算というのは50か60億ですよ、予算規模。河北の3分の1ですね。3分の1で、あれもこれも、これもと総花的にしているんですけれども、なかなかこれは現実大変だと思います。その辺の可能性も含めて、町長、どうお考えになっているんですか。それをお伺いしたい。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） それでは、大沼議員のご質問にお答えしていきたいと思いますが、結論、私の思いを先に申し上げれば、近隣市町との連携を視野に入れていくのかどうかという問いに対しては、端的に申し上げれば、さらに連携をしていかなければならないという立場で進めたいと思っています。さらにと申し上げたのは、現在も様々な取組を行っている中で、さらに拡大をしていくというふうな方向性を考えているからであります。

近隣市町村との連携という点では、今回の定例会で行政報告として申し上げました山形連携中枢都市圏連携事業、これは村山地域の7市7町で構成して連携している事業や西村山地区で行っているものと考えれば、ご存じのとおり広域消防だったり、クリーンセンターだったり、斎場というような連携をしている西村山広域行政事務組合、こういったところでも連携をしながらやっているというふうなことで、これは町民の生活環境や福祉など、多くの分野で連携している代表的なものではないかというふうに思います。

ご質問にありました商工観光部門のお話ではありますが、山形県と県内市町村との連携、そして山形県村山総合支庁管内の市町村との連携、西村山地域の市町村との連携、朝日連峰に関する市町間の連携、最上川の五百川溪谷に関連する市町の連携など、様々な形で現在連携事業を実施しています。具体的には、村山7市7町のDMOさくらんぼ山形、西村山1市4町の山形どまんなか探訪プロジェクト会議、そして今年度は新たにJR左沢線に関して寒河江市、西川町と1市2町で事業に取り組んでいるとこういったことを進めているところであります。

観光というふうなことで旅行者はどこの町に行くのかということではなく、山形県内、村

山地域、西村山地域、こうしたところの魅力のある場所、魅力のあるおいしい食べ物、こういったものを求めて訪れているんだというふうに思います。皆さんが、または自分が旅行する場合であっても、どこの市町村に行くかということよりも、何を目的にどこを訪れていくか、そういった視点で行き先を決定しているのではないか、その部分の取組をやっていかなければならないと思います。

広域観光は今申し上げたとおり必要なものであるというふうに思う一方で、多くの情報に埋没してしまう可能性もあると思います。例えば有名な山寺や蔵王、出羽三山など山形県でも有名な観光地、または芋煮、そば、ラーメン、サクランボ、ラ・フランス、こういった山形県を代表するおいしい食べ物などはたくさんの市町村でPRもしていますし、たくさんの情報が社会にあふれているというふうに思います。魅力ある観光地、魅力あるものづくり、こういったものをどんどんやっていきながら、きめ細やかに情報発信をしていくことで、大江町に足を運んでもらえるようなそういった広がりにつながっていくのではないかと思います。

それから、農業者、就農者、こういった部分についての連携の部分であります。次世代の担い手となる新規就農者の育成確保などのため、山形県では農業経営就農支援センターというものを設置しています。各種の関係機関などと連携して一体的に支援する仕組みづくりがされております。その中で、地域ごとに農業経営・就農支援チームを、また、西村山地域にも実践チーム会議を設置して、さがえ西村山農協や西村山農業技術普及課、各市町村の担当者による連携、情報共有などを行っております。

また、西村山管内1市4町、さがえ西村山農協を中心に設置した広域農業活性化センターの中に担い手支援チームを置き、担い手の確保、育成に向けた、各市町村では取り組み切れない部分も就農研修生受入協議会の活動支援など、こういった部分に取り組んでいるというふうな状況であります。

また、大江町の場合は東京で開催されるイベントであります新農業人フェア、それからふるさと回帰センター、こういった場所で度々移住、就農の相談会を実施しておりますが、山形県や参加市町村などと一緒に、山形県全体の魅力、そして大江町の魅力、そういったものをPRし、新規就農者を希望する方に対応をしている、そういった例もございます。

これから県や近隣市町村との連携の中で大江町においては、新規就農者の部分については大江町就農研修生OSINの会、これと協力をしながら新規就農者の確保を、そして育成にさらに力を入れていきたいというふうに思います。

近隣市町村の連携に関しましては、相乗効果を上げる手段として、また、今後とも問題解決のため、それぞれのケースごとに連携すべき事業を選択し進めたいと考えております。連携することによって補助事業として取り組める場合もございますので、広域的な視野に立って、取り組むべき事業は今後も近隣市町と連携を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 今町長からるとしたご説明いただきました。ありがとうございます。

ただ、私非常に感じるのは、実行力はどれだけ出ているの、最近新たに提携したところはどこなの、それでどういう効果があったのというのは全く言われていない。これおかしい。普通、こういうことでした、こういう実績があつてこうなりました、だからいいんですというんだつたら話分かります。ということは非常に根拠が薄い、僕から言わせると。民間のサイドから言わせると。

私でしたらば、例えば大江、朝日、西川、3つ合同して、例えば予算組めば160億くらいになりますから。大体2万人。これの各役場から精鋭の若手を集めて、2人くらいずつ集めて、民間も入れて、徹底的に会議するんですよ。どうやればどうなるんだと、あるべき姿と現状とのギャップはどうなんだと。こうやって徹夜してでも合わせていくんですね。—————

————— 条文の、あるいは規約の。本当に町の若手の、例えば、ばりばりの人たちが集まって熱く議論してこんなふうじゃないですか。そういうところまでいっていないでしょう。—————

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 本気でない取組を仕事でやっている、そんなことは一切ございません。全て本気で取り組んでいる、そういうふうに捉えていただきたいというふうに思います。

先日、元気なまちづくり協議会という協議会を合併しなかった町、村で組んでいます。そういう協議会の中で一番の取組の課題としているのは、若い職員がこれからのまちづくりのためにどんなことをやっていけるのか、いきたいのか、そういうことを各市町村が集まって議論をする場が大江町当番で今回ありました。そこで観光に対すること、それから移住

定住に関する事、人口減少に関する事、そういったことを班に分かれて議論をし、そして、1泊2日です、最終日にはまとめとしてそれぞれの班が発表するというようなことがありました。

そういった、若い人たちがこれからの町をどういうふうにつくっていくかというふうなものを若い人たちの間で議論するという、今、大沼議員からありましたが、そういったことをやりながら、それはそのことが全て実現する話ではないにしても、これからの課題として捉えながらやっていくべきものを目指していく、そんなこともやっているというふうなことであります。

今、大沼議員からありました成果、そして本気度、その辺の部分については、これから議論して町民に届くような形で情報を出していきたい、そんな思いで質問を聞かせていただきました。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） _____

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今回の総合計画などについては、もう10次の総合計画になっています。

確かに今お話のあったように、これまで1つ、2つぐらい前までの計画書の中身については、

やっぱりKPI的考え方がなかったと思います。ただ、やっぱり今の社会情勢の中で説明責任を果たしていくというふうなことでは、KPIをできるだけ設定をしながら評価して、それを生かしていく、そういった部分の取組というか、表現を入れるようにしてあります。

なので、まだまだ不十分だという大沼議員の意見は意見として、さらにその辺の部分を考えながら、総合計画だけではなくて、いろいろな会議なり事業を組み立てていく中では十分に参考とさせていただきたい、そんな思いで聞かさせていただきました。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） ありがとうございます。

これ後で申し上げますけれども、民間でいいますとゆでガエルといいますが。ゆでガエルというのは、カエルに熱湯を浴びせたときはバーンと逃げますけれども、カエルにじわじわ温度を上げていくとカエルもそのうち、うーっとなってパタッと死んじゃうんですね。その危機意識、それについてちょっと後でもう一回申し上げたいと思うんですけども、ぜひ、広域連携というのはある意味ではリスクだと思います、やっぱり町のことは自分らで決めたいと、この予算でこういうふうにしたいと、それ思いは分かります。ただ、時代はそうっていない。

だって広域連携っていったって一体幾つあるんですか。山形県には30幾つあるんですよ、自治体が。その中で大江町をどういうようにアピールしますか、中央に、仙台に。そうした場合は2つ、3つ弱い立場の人間が集まって同じ方向で3本の矢であることですよ。そうすると開けてきます、何か。それをしないで、過去と同じようなことをやればどうのこうのというのはどうしてもそういうふうに見えちゃう。偏見かもしれない。ただ、明らかに、後でもう一回やります、行政側と我々の温度差がちょっと低く広がっているんじゃないか。私は痛感します。本当このままでいいのか。

その意味で、広域連携というのはその効果、費用、あとパワー、その辺も十分加味しながら一番いい連携、もちろん相手があることですから、

ただ、大江町が中核になって朝日、西川辺りを牽引すれば道が開けると僕は思います。もちろん観光だけじゃなくて、医療にしても、労働従事者にしても。選んでもらうんですよ。点でいっているんですよ、今までずっと。広域といってもそんな実効を上げていないとは思えない。ということでちょっと勝手な言い分になりましたけれども、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

以上。

○議長（宇津江雅人君） じゃ、3つ目。3問目お願いします。

○3番（大沼清人君） 3問目いきます。

現状の、今の私の答弁とちょっと似ているんですけども、現状の町政の町長の認識と町民のそれにずれがあるかどうかを問います。

要旨に書いてあります「ちょうどいい幸せ感じるまち」。これは本当にそれでいいのかどうか。これをちょっと問合せしたいと思っています。町のポスターで表示されているキャッチコピー「ちょうどいい幸せ感じるまち大江」に対して、本基本コンセプトの経緯をもう一度教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 大沼さん、一つ一ついくんでございますか。通していただいたほうがよろしいかと思えます。

○3番（大沼清人君） 第2に、執行部の町民生活の現状をどんなふうに捉えているのか。それに対する私がお聞きした町民の率直な感想、反応。この順でお答えをお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 1点目であります。 「ちょうどいい幸せ感じるまち」というフレーズ、これについては、経過については、第10次大江町総合計画、これを策定するときに基本的な考え方として念頭に置くべき最も大切な言葉、総合計画の中では町の将来像という言葉で上げておりますが、それが「ちょうどいい幸せ感じるまち」という言葉であります。

第10次大江町総合計画であります。令和2年度を初年度として、令和11年度を目標年次とする10か年計画です。令和2年9月に議会のほうで議決をいただいて決定したものであります。 「ちょうどいい幸せ感じるまち」、これについて、「ちょうどいい」という文言は総合計画の町民の皆さんによる町民策定委員会の中で、大江町の将来をいろいろ語り合っていくその中から生まれた言葉であります。例えば、町の中央でほかの地域へのアクセスがよくて住むのにちょうどいい、伸び伸び子育てできてちょうどいい、四季がはっきりしていて農産物が育つのにちょうどいいといったように、大江町のよさ、町民らしさを象徴する言葉、これについては総合計画の計画書の中にも書いてございます。

「ちょうどいい」という言葉は、過不足なくぴったりしているさまを表す言葉、そして英語で表記すればジャストライト。将来像の「ちょうどいい幸せ感じるまち」とは、一人一人がそれぞれの価値観で感じる幸せの度合いが期待どおりで満足できる町、このことを表現し

ているものだと考えています。

一方で、現在の町のキャッチフレーズというのは、「最上川舟運の歴史とロマンの町大江」としております。大江町をPRしたり紹介したりする場合、そのケース・バイ・ケースで、ちょうどいいという言葉や最上川舟運、そして文化的景観、こういったことを表現しながら町をPRしていきたい、そのように考えての言葉だと認識をしております。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） このフレーズ、キャッチコピーを書いたポスター、ほとんどの役場から公民館から全部貼ってありますね。これはそもそも町民に対して発しているんですか、それとも移住者にこの町に来てほしいからこういう町だということを言っている、どちらなんですかね、これは。町民に対して言っているんですか。それをお聞きしたい。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 総合計画の中で、今申し上げたように町の将来像というふうなことを申し上げた、表した言葉です。町民に対してなのか、それとも町外に対してなのかというふうなことは、もちろん両方です。ただ、今回のポスターの部分については移住定住を推進するためのPRポスターというふうなことで作成させて、掲示させてもらっていますので、移住に興味がある方、そういった方に訴えたいというような気持ちの中で作っております。

ただ、作った部分について、例えば、だったら町内には必要ないのではないかというようなことではなくて、やっぱり町の取組として町民にも訴えたいですし、町に関する情報としては町民が非常に知識を持っているわけですから、こういった推進する言葉の中で、自分の、身近な人も含めて町はいいところだよ、住んでみたら素晴らしいところだよというようなことをPRしてもらいたい、そんなことで対応しているところでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） _____

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、議員がアンケートというのはどういうんですかという質問ですが、これは、答弁の要旨でお答えさせていただいた部分のお話ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○町長（松田清隆君） ちょっと、2点目の質問というふうなことで私どものほうで解釈させていただいておったんですが、町民生活の現状認識というふうな部分についてお答えしている要旨がその部分であります。

現状認識として町民の皆さんと様々対話をしていく中で意見を幅広く聞いている、そんなふうなことで現状認識というか、我々の考えている施策と町民が今思っていることのすり合わせをしながら次に向けてというふうなことをやっている。その一つの方法としては、まちづくり座談会というものもやらさせていただきました。いろんな意見を交わす中で今の住民の思い、そういったものをお聞きし、次の施策に生かしていくというふうなことで取り組まさせていただきます。

それから、このまちづくり座談会の部分については、なかなかコロナの、私が就任してすぐコロナ禍というふうなことになりましたので、スタートしては、スタートというか実施を始めてはコロナで中止、実施を始めてはコロナで中止というふうなことで、何とか3年間をかけて21の団体の方と意見交換をしてきたというふうなところがございます。

そして、今の町民アンケートの件であります、これは総合計画を推進している中で、現在の町民のその計画のものに対する考え方、意見を町民アンケートというふうな形で実施しております。これは抽出によってさせていただいているもので、毎年総合計画について問いかけをしているというふうなものであります。

この中で一つ紹介をしていきますと、大江町に住み続けたい意向がという設問があります。これは、住み続けたいというふうな方が65.5%という結果です。令和4年度の調査時点よりも1.7%増加しているという状況があります。総合戦略に掲げるいわゆるK P I、これは目標数値として、住み続けたいというふうな数字を70%という目標数値を掲げておりますので、まだ少し足りないというふうなことを思っておりますが、さらなる増加に向けて、子育て世代を中心に様々な施策を強化していきたいと思っております。

それから、町に対する政策評価、これは結婚・子育ての支援については満足度が高い結果となっておりますが、防災安全安心の確保、地域交通体制の整備、移住定住の促進、地域医療体制の確保、こういった事項について満足度の低いというような結果になっております。こ

の中でも、移住定住の推進は、直近の取組実績やK P I を大幅に超えているというふうな実態を見れば、施策の効果はあるものの町民への施策の浸透が足りないのではないかとこのように分析をしております。

それから、定期的に広報「おおえ」のほうに町長の手紙というふうなものを差し込みながら様々な意見を聞く機会を設けており、それを参考に対応を取らせていただいているというのが町民アンケートというようなことで書かさせていただいた部分であります。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君）

行政というのは一番声の上げられない人、弱い人、立場の弱い人、そういうところに手を差し伸べるべきじゃないですか。3人に1人が住み続けたくない、もちろん、例えば雪が降って嫌だとか、病気がちで嫌だとかってそういう人もあるでしょう。でも、それを分析して行政に一体どういように反映させるのが務めじゃないですか。履き違えているんですよ、はなから。幸せだという人に何もすることないんですわ、本当言って。不幸せだという人、これを何とかすべきじゃないか。違うんじゃないか、町長。と思います。

○議長（宇津江雅人君） 町長。

○町長（松田清隆君） 大沼議員が今おっしゃられたような取り方もあるかというふうに思います。先ほども申し上げましたが、K P I として70%という目標を設定しております。それが、70%が全て満足だというふうな数字だとは思っておりません。できれば100%の方が住み続けたいと言われるようなまちづくりを目指していかなければならないというのは重々承知をしております。30%強の人がこの町には住み続けたくないというふうに言っているという分析の方法もあるのではないかと、それはそのとおりだというふうに思います。なので、町は何とかしてその部分をできるだけ100に近づけるような施策を打っていく必要がある、そういう状況を把握する、現状を認識する、そういったことがこのアンケートの中に込められているものだというふうに思います。

ほかにもたくさんの項目がありますので、そういったものを一つ一つ分析をしながら、じゃこの部分が足りていないのでこの部分を足していこう、そうすればもう少し数字が上がるのではないかと、そういう気持ちで取り組んでいるということでございます。

○議長（宇津江雅人君） 大沼清人君。

○3番（大沼清人君） アンケートというのは非常に聞きやすいことと、耳に痛いことと2つ

あります。本当に改善のヒントとなるのは、この耳に痛いこと。嫌なこと、うわ、こんなこと書いてきたなんて、製品アンケートにしても何にしても。だから、35%思っている人は何でそうなっているのか、行政として何をしなくちゃいけないのか。自助、共助、公助とありますけれども、その公助部分で一体何ができるのか、ちょっときちんと分析して、ぜひ政策に生かしていただきたいと思います。

〔発言する人あり〕

○3番（大沼清人君）

これにて私の質疑とさせていただきます。

○議長（宇津江雅人君） これで大沼清人君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（宇津江雅人君） これをもちまして本日の議事日程は全て終了しました。

明日午前10時に本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時54分

令和5年第3回大江町議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年10月3日(火)午前10時開議

- 日程第 1 発言の取り消しについて
- 日程第 2 議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 議第54号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議第55号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議第56号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議第57号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議第58号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第10 決算特別委員会設置及び付託
- 日程第11 決算特別委員会報告
- 日程第12 議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	菊地英幸君	2番	廣野秀樹君
3番	大沼清人君	4番	菊地邦弘君
5番	藤野広美君	6番	櫻井和彦君
7番	安食幸治君	8番	関野幸一君
9番	伊藤慎一郎君	10番	土田勵一君
11番	宇津江雅人君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	桃井亮一君
教育長	清野均君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利道君	地域振興課長	清水正紀君
税務町民課長	阿部美代子君	健康福祉課長	伊藤修君
農林課長	秋場浩幸君	建設水道課長	櫻井洋志君
教育文化課長	西田正広君	会計管理者 兼出納室長	阿部美代子君

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主任 兼庶務係長	庄司由利君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（宇津江雅人君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宇津江雅人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎発言の取り消しについて

○議長（宇津江雅人君） 日程第1、発言の取り消しについてを議題とします。

2名の議員より発言の取消しについて申出がありますので、これを許可します。

初めに、櫻井議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

○6番（櫻井和彦君） おはようございます。

去る9月29日に行いました私の一般質問の中で、一部不適切な発言がありましたので、おわび申し上げるとともに、発言の一部取消しについて申し出ますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ただいま櫻井議員より申出がありました発言の取消しについて、許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認め、櫻井議員の一般質問の発言の一部を取り消すこととします。

次に、大沼議員より発言の申出がありますので、これを許可します。

大沼議員。

○3番（大沼清人君） 10月2日、昨日に行いました一般質問の発言に不適切な発言がありましたので、おわび申し上げます。

発言の取消しについて申し出ますので、よろしく願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） ただいま大沼議員より申出がありました発言の取消しについて、許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認め、大沼議員の一般質問の発言の一部を取り消すこととします。

◎議第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） お諮りします。

議第51号から議第58号までの一般会計、各特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算については、各議案ごとに詳細説明を行った上で、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 異議なしと認めます。

したがって、それぞれの議案について歳入歳出一括して質疑を行うことに決定しました。

なお、発言の際は、ページ数を明らかにして発言してください。

それでは、日程第2、議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おはようございます。

議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）について主な内容をご説明いたします。

初めに、5ページをお開きください。

第2表地方債補正のうち観光施設整備事業は、柏陵東部緑地整備事業の実施見送りに伴い地方債も発行しないこととするもので、道路整備事業と橋梁整備事業は、国庫補助金の交付決定に伴い事業費を精査し、限度額を変更するものであります。

土木施設災害復旧事業は、町道山田原市野沢線地滑り災害復旧事業に係る事業費の変更に伴い、限度額を増額しております。

また、臨時財政対策については、本年度の発行可能額が確定したことによる減額となっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますが、それぞれの課に入る前に、人件費について一括してご説明いたします。

例年9月補正で職員人件費の調整をしておりますが、本年4月の人事異動に伴う職員の給料、各種手当及び共済費の各費目間の調整など、それぞれ増減要因を反映させた結果、一般会計の人件費は103万円の増となりました。

特別会計を含めた職員人件費の総額では152万円の減額となっております。

なお、費目ごとの説明は省略させていただくとともに、特別会計の繰出金についても、一般会計での説明は省略をさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

それでは、歳出予算から説明させていただきます。

9ページをお開きください。

1款議会費は79万円の増額です。全て人件費の調整による補正となります。

2款総務費は1億9,969万7,000円の増額です。

1項4目財産管理費の財政調整基金の追加は、地方財政法第7条の規定で義務づけられている前年度繰越金の2分の1以上の額を積み立てるため、必要額を計上しました。

6目電子行政推進費の情報通信基盤設備移設工事費の追加は、光ケーブルの撤去や町道改良に伴う移設工事が必要になったものです。

下段の7目公共交通対策費は、好評を得てにぎわいを見せた春の左沢線記念イベントを来年度も継続したいと考え、新たな記念品を作成する経費を計上しました。

10ページをお開きください。

8目移住定住促進費は、空き家バンクへの登録が増えていることから、登録調査委託料を追加し、空き家の利活用促進していくものです。

また、住宅ローン支援補助金の追加は、若者世代の住宅建築が当初想定よりも増えていることから、所要の経費を追加しました。

12目臨時特別給付金事業費は、非課税世帯等に3万円を給付するものです。令和5年度の課税情報に基づき不足分を計上しております。

11ページをご覧ください。

3款民生費は541万2,000円の増額です。

1項1目社会福祉総務費の冬の生活応援事業費は、今般の物価高の影響を踏まえ、灯油等購入助成費を追加するものであり、国民健康保険特別会計繰出金及び2目老人福祉費の介護保険特別会計繰出金の追加は、人事異動に伴う人件費の変動分などについて調整を図るものです。

下段からの2項1目児童福祉総務費及び2目児童措置費、12ページの4目児童福祉施設費の返還金は、子育て関連の過年度分国庫補助金等の精算に伴うものであります。

4款衛生費は165万2,000円の増額です。

1項1目保健衛生総務費の返還金は、母子保健事業の過年度分国庫負担金の精算に伴うものです。

6款農林水産業費は1,735万3,000円の増額です。

1項3目農業振興費のかがやく果樹産地づくり強化事業補助金は、国・県の補助を活用して来年度までの2か年で、すもも団地を整備するものです。本年度は、約2.7ヘクタールの造成を予定しています。

5目農地費の土地改良施設維持修繕等工事費は、楯山溜池堤体箇所の転落防止安全対策として、国・県補助の活用をめどが立ったことから早急に実施するものです。

町単独土地改良事業補助金の追加は、8月に降った雨により被害を受けた農地の復旧に対する補助金となっています。

11目新規就農者支援費の元気な農業人材確保プロジェクト補助金は、移住者の営農開始を支援する県の補助制度になります。

下段の2項1目林業総務費は、柳川温泉先の向山に設置しているトイレについて、利用者の減少と老朽化により維持が困難となったため、解体工事を行うものです。

2目林業振興費の林道維持補修工事費の追加は、令和4年度に被災した林道長畑線で県の治山工事が実施されるのに合わせて、補助対象外の部分を町で工事するためのものです。

木質エネルギー利用促進事業補助金は、昨今の原油高騰などの影響でペレットストーブやまきストーブの需要が高まっており、当初想定を超える申請が見込まれることから追加しました。

14ページをお開きください。

7款商工費は4,840万5,000円の減額です。

1項2目商工振興費の創業支援事業補助金及び商売繁盛創出支援事業補助金、特産品・ブランド化支援事業補助金は、アフターコロナを見据えた商工業振興に向けて、企業や新たな取組を支援するため追加するものです。

被災小規模事業者再建事業費補助金の減額は、令和4年8月豪雨で被害を受けた事業者2件に対するものですが、県からの補助が町を経由せず事業者へ直接交付されることとなったため減額をするものです。

1項3目観光費の柏陵東部緑地設計等委託料及び用地費の減額は、健康温泉館東側の河川沿いに緑地の整備を計画しておりましたが、用地交渉の結果、現時点での当該事業用地の取得は困難と判断し、事業を延期することとしたため減額するものです。

15ページをお開きください。

8款土木費は736万7,000円の減額です。

2項3目道路除雪費の修繕料の追加は、経年劣化により除雪機械の点検費用がかさみ、不具合箇所も増えていることから降雪期前に修理し、万全の除雪体制を整えるものです。4目道路新設改良費及び6目橋梁維持費は、国庫補助の交付決定を受けて、事業内容を精査し、調整したものになります。

16ページをお開きください。

3項1目河川管理費は、百目木地区の内水被害対策に係る概略設計費用になりますが、測量範囲の拡大等が必要となったことから追加するものです。

5項1目住宅管理費は、町営住宅の入退去等に伴う必要経費を計上しています。

下段の9款消防費は431万2,000円の増額です。

1項3目消防施設費は、水道事業会計の負担金となっており、老朽化や移設に伴う消火栓更新工事費用を追加するものになります。

17ページをご覧ください。

10款教育費は715万6,000円の増額です。

2項1目小学校管理費及び3項1目中学校管理費では、学校給食で県産品の活用や交流給食を実施していますが、単価や回数の精査により追加するものです。

18ページをお開きください。

5項2目体育施設費の修繕料は、小鳥山スキー場の設備や圧雪車の点検整備費用を追加す

るものです。

下段の11款災害復旧費は6,180万円の増額です。

1項1目土木施設災害復旧費は、公共災害の補助事業で復旧に取り組んでいる町道山田原市野沢線の地滑り災害について、残土処理の計画が変更となったことなどから追加をするものです。

19ページをご覧ください。

13款諸支出金は360万円の減額です。

3項1目上水道公営企業費は、人事異動に伴う人件費の変動分などについて調整を図るものです。

以上が歳出予算の概要となります。

6ページに戻っていただきまして、歳入予算をご覧ください。

14款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金のほか、15款県支出金、21款町債などは、今、歳出予算でご説明した事業に充当する特定財源になります。

このうち、町債の臨時財政対策債については、本年度の普通交付税が確定したことで発行可能額も1,590万円で確定したため、減額調整するものです。

また、16款財産収入の不用品売却収入は、道路維持に長年使用してきたグレーダを売却した収入となっています。

7ページの18款繰入金は、各特別会計の令和4年度決算確定に基づく精算処理になります。

19款繰越金は、令和4年度決算に基づき、未計上の額を全て計上しました。

なお、このほかに繰越明許費に係る繰越金が5,560万2,000円あります。

以上が令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）の主な内容であります。

○議長（宇津江雅人君） それでは、議第51号の質疑に入ります。

ありませんか。

9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） 9番、伊藤です。

10ページの特別給付金事業費です。追加というようなことなので、当初から見れば非課税世帯が増えたから追加になったのか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） おはようございます。

ただいまの伊藤議員の質問にお答えさせていただきます。

こちら予算計上の際は4年度の実績世帯数で計上させていただきました。予算確保後、5年度の課税状況に基づき算定した結果、35世帯分、該当世帯が増えたということで計上させていただいた内容となっております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ありがとうございます。

コロナで非課税世帯もかなり増えているようなんですけども、今現在、非課税世帯は何世帯になっておりますか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 現在、非課税世帯が750世帯、今後急激に所得が増えて非課税世帯相当の世帯となった場合に申請して該当する場合がございます。そちらの世帯5世帯、それから、未申告世帯で現状まだ確定していない世帯が15世帯残っているということで、770世帯の分を計上させていただいているんですが、現在は750世帯の非課税世帯ということであります。すみません、分かり、繰り返し……。

○議長（宇津江雅人君） 9番、伊藤慎一郎君。

○9番（伊藤慎一郎君） ちょっと最後のほう分からなくなりましたが、やっぱり、コロナで、いろんな方で、それから、高齢化しているということで、かなり増えていると思うんですが、今課長おっしゃられたように、申告していない方もやっぱり中にはいるんじゃないかなと思いますんで、この辺の配慮をこれからよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございませんか。

5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

9ページの2款1項6目の中で14の工事請負費、情報通信基盤設備移設工事費520万追加についてお伺いします。

先ほど、総務課長の説明ですと、光ケーブルというような話があったと思いますけれども、詳細もう少しお願ひいたします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

情報通信基盤設備移設工事費とありますが、具体的には、今おっしゃったとおり光ケーブル

ルの移設工事になります。こちらにつきましては、毎年道路工事とかがありますと、必ずそれが発生するものですから、例年、400万前後予算をいただいておりますが、今回の追加につきましては、町道藤田堂屋敷線、小見地内の今工事していますけれども、こちらなんですけれども、当初、本年度の工事は予定しておりませんでしたけれども、工事が、進捗がいいというようなことで、前倒しでこちらの分も早期に工事を行って、町道の完成を早くしたいということで、建設水道課と調整して予算を計上させていただいたものになります。

520万のうち約500万弱がその分の追加ということになります。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 令和6年度の分の前倒しというふうなことです。だとすると、毎年移設に伴って、こういう光ケーブル等が移転になるんだと思いますけれども、この工事いつまでなって、来年の光ケーブル移設というのはないのか、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 町道藤田堂屋敷線の完成については、建設水道課長からお答えをいただきたいんですが、この箇所の光ケーブル工事は、これで終わりというふうなことになるかと思えます。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 工期のほうを教えていただければ、建設課長、お願いいたします。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 町道藤田堂屋敷線の工期については、令和4年度に始まりまして、令和4、5、6、7、令和7年度の一応完成というようなことで見込みをさせていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 10ページからお願いいたします。

公共交通対策費の中の著作権料13万3,000円について、詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

13節の著作権料については、12節の委託料とも関わってくる予算を計上させていただきま

した。目的といたしましては、左沢線の利用促進、あとは地域の活性化を図るため、今年の春に左沢線開通を記念して事業を行いましたけれども、来年度以降も引き続き行いたいというふうに考えております。

それに向けた記念品を作成するための委託料でございますけれども、これのほうにJRで所有しております列車であったり、あとは駅舎であったりというのをデザインの中に入れた場合に著作権が発生します。そちらのほうを今回JRさんのほうにお支払いする著作権料として計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） JRのイベント等で大変皆様に好評な記念品の著作権料だと思うんですけども、これは1回払うと終わりじゃなくて、何か物をつくったりするたびに支払いをすると。例えば1個単位のやつで1個が何円とか、そういう計算になるのか、それとも1回の発注の部分で、例えばこの10万とか十何万のお金が出てくるのか。その都度その都度もしかかるのであれば、ある程度、今後もイベントを継続するのであれば、大量に発注をすることで、その辺の経費の節減なども考えることができないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

この著作権料につきましては、様々JRさんとの協議の中で発生してくる部分でございます。1つの物を大量に発注というかデザインすれば、それは当然その品物がある1回つくった分についての著作権となります。ただ、大量につくった場合に、JRのPRであったりとか、左沢線のPRとしたときに、様々新しいやつをつくったほうが当然欲しい人もたくさん出てくるというような状況がありますので、その都度発生する著作権については、JRのほうと、最低限の著作権という考え方もありますので、その辺のところは費用を見ながら発注して、著作権のほうは支払っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 8番、関野幸一君。

○8番（関野幸一君） 1つだけ確認なんですけれども、電車を使ったものに関しては納得できるんですけども、ただいま課長、一番最初、駅舎ということもちょっと文言が出てきたんですけども、左沢駅の駅舎を例えば使った物を使っても、その駅舎にしても著作権料が発生するのか。駅舎は、多分、町とJRで一緒になって造ったものだと私は考えているわけ

ですけれども、その辺のところの著作権料の発生はちょっとおかしいんじゃないかと思えますけれども、その辺はどういうふうな解釈になっているか教えていただきたいと思えます。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

J Rさんと具体的に話をしている段階ではございませんけれども、あくまでも考え方としては、J Rで所有しているものをデザインの中に入れる場合については著作権が発生するというような考え方に立って予算を計上させていただいたので、具体的にJ Rと協議をしていく中で著作権が発生するのかどうかということは、今後協議の中で進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 4番、菊地です。

18ページ、教育費体育施設。

先ほど、114万3,000円、小鳥山スキー場の修繕料ということで、どこがどういうふうにか、詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

今回計上させていただいたものにつきましては、主な内容といたしまして、圧雪車の修繕に係る金額でございます。

圧雪車が主なものですけれども、小鳥山スキー場のアンバーリフトのオイルゲージ交換なども含まれております。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） 圧雪車は、毎年毎年、何かかかっているような気がするんですけども、壊れたりすればあれでしょうけれども、それと併せて、あそこの小屋は今どのように、小鳥山スキー場の中の小屋ありますよね、ちょっと内容違うかもしれないんですけども、年間どのように利用度があるのかも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

最初の質問であります圧雪車、毎年毎年ということですが、小鳥山スキー場を運営する上で、安全な運営をしたいということで、毎年圧雪車の車検といいますか修繕、点検を行って

おります。その中で見つかったものについては、安全な運行をするために、毎年修繕させていただいているという状況でございます。

後半の小鳥山の小屋につきましては、当然、スキー場の運営期間中は利用者に供して使っていただいております。疲れた時に休むでありますとか、そういう利用をしております。

夏場につきましては、町中の楽器を扱う方に、練習場としてお貸ししたりしているというような状況になってございます。

○議長（宇津江雅人君） 4番、菊地邦弘君。

○4番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

今、小屋の件でありましたけれども、楽器関係というかバンド関係か何かだと思うんですけども、借りられるということで、使用料とか発生してその小屋を利用させているのか、町民全員全般にわたって周知して、その小屋は夏場使えるとか、そのあたりはどのようになっているのか、詳細をお願いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 大変申し訳ございません。

ちょっと今回の補正予算の資料としては準備してございませんので、その辺に関しましては、詳細、後ほど説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい、了解」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 今に関連ですけれども、この金額の中に毎回稼働する前にメンテナンスというのをやってるかと思うんですけれども、それもこの金額に入っているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

メンテにつきましては毎年行っておりますが、そのメンテをした結果、今回のこの修繕料が出ているというような状況でございます。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） このメンテは、最初3月の予算に計上になっていたんでないかなというふうに思うんですけれども、この追加になる、ここに入ってくるのはどうしてなのかお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 当初予算でメンテの費用いただいております、それで利用に向けて調査した結果、今回修繕が必要だということで、修繕料の追加をさせていただいているものでございます。

○議長（宇津江雅人君） 6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 6番、櫻井です。

13ページ、6款2項2目18節おおえを潤す木質利用促進事業補助金、これ、まきストーブやペレットストーブということだったんですけれども、これは機材だけなんですか。それとも機材プラス燃やすためのまきやペレットそのものも含まれるかどうか、教えてください。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） おおえを潤す木質エネルギー利用促進事業補助金でございますが、ペレットストーブ、まきストーブなどの機材の購入設置費のみで、燃やすまきやペレットは含まれておりません。

○議長（宇津江雅人君） 6番、櫻井和彦君。

○6番（櫻井和彦君） 機材だけ設置して、燃やすものが含まれていないというのは、ほかにこれで何か補助するようなところはないんですか。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 設置後のまきストーブであればまき、ペレットストーブであればペレットになるわけなんですけれども、そちらに対する補助というのは現在のところございません。

〔「了解です」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 7番、安食幸治君。

○7番（安食幸治君） ペレットストーブとまきストーブの話なんですけれども、今日の朝、公共放送を見ていたら、どこかの林業の製材所で、杉の皮を剥ぎ取ったやつをペレットだかまきストーブの材料にして、大きいところの工場とか、石油高騰みたいなので需要が高まっているというような話だったんですけれども、そういう廃材のリサイクルみたいなことはどうなっていますか。

○議長（宇津江雅人君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） ございません。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

ほかにございますか。

5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） 5番、藤野です。

9ページ、一番下になります。

J R左沢線利用促進記念品作成委託料の83万円。先ほどの説明では、来年102周年に向けてという説明があったと思いますけれども、詳細をお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） ご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、記念品作成の委託料だというお話はさせていただきました。具体的には今からですけれども、予算計上するに当たり想定しているものとしたしましては、これまで記念品様々つくってききましたけれども、その辺のところ参考にさせていただきながら、何が売れ筋なのかというところも踏まえて考えて、今想定しているのが、今現在、ピンバッジとあとはアクリルキーホルダー、あとはクリアファイルということで3種類を考えているところがございます。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

新たなデザインを考えているのかということと、もし新しくということになるのであれば、デザインする方も新たに委託というふうに考えているのかをお伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

デザインについては新たなものを考えてございます。それに合わせた形で、今後発注先は検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） 5番、藤野広美さん。

○5番（藤野広美君） ありがとうございます。

先ほど、ピンバッジ、キーホルダー、クリアファイルという説明があったと思いますけれども、それぞれの個数とか単価とかある程度はじいているのであれば、お伺いします。

○議長（宇津江雅人君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利道君） お答えしたいと思います。

あくまでも今現在想定しているものですので、必ずこれになるかという話にはなりませんけれども、ピンバッジについては100個、アクリルキーホルダーについては1,200個、クリアファイルについては1,000枚ということで、今現在考えております。

これにプラス諸経費とかデザイン代がかかってきますけれども、それで合わせて83万円の予算を計上させていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（宇津江雅人君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第51号 令和5年度大江町一般会計補正予算（第3号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第3、議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、4ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費29万9,000円の増額は、職員の人事異動に伴う人件費29万円とマイナンバーカードの保険証利用登録の推進に係るリーフレット作成費用9,000円を追加補正

するものであります。

5款1項1目保健衛生普及費2万2,000円の増額は、リフィル処方箋に係るリーフレットを作成し、医療費通知に同封するための委託料を追加補正するものであります。

8款1項5目償還金620万1,000円の増額は、令和4年度の実績に基づき保険給付費等交付金に係る返還金619万9,000円と社会保障・税番号制度システム整備費補助金に係る返還金2,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金8,000円の増額は、マイナンバーカードの保険証利用登録の推進に要する経費への補助金を計上するものであります。

6款1項1目一般会計繰入金29万1,000円の増額は、歳出の1款1項1目一般管理費29万9,000円のうち歳入の3款1項2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金8,000円を差し引いた額を追加補正するものであります。

7款1項1目繰越金1,531万8,000円の増額は、令和4年度決算により追加補正するものであります。

6款2項1目基金繰入金909万5,000円の減額は、繰越金の補正額1,531万8,000円から、歳出の5款1項1目保健衛生普及費2万2,000円及び8款1項5目償還金620万1,000円を差し引いた額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第52号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第52号 令和5年度大江町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第4、議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、3ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金160万円の増額は、令和5年度に山形県後期高齢者医療広域連合へ納入することとされている令和5年3月から令和5年5月の保険料収納分を追加補正するものであります。

3款2項1目一般会計繰出金7万2,000円の増額は、令和4年度決算に基づき精算分を一般会計へ繰り出すものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

4款1項1目繰越金167万2,000円の増額は、令和4年度の決算に基づき追加補正するものであります。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第53号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第53号 令和5年度大江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第5、議第54号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは、議第54号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費は、今年度の人事異動に伴う人件費の精査により、一般職等を103万円減額するものでございます。

4款1項2目介護予防ケアマネジメント事業費は、勤務日数等の精査により、会計年度任用職員報酬等を9万8,000円追加するものでございます。

4款3項1目包括的支援事業費は、勤務日数等の精査により、会計年度任用職員報酬を50万9,000円追加するほか、今年度の人事異動に伴う人件費の精査により、一般職等を24万円減額するものです。

6款1項1目償還金は、概算交付を受けていた令和4年度の介護給付費負担金、地域支援事業交付金及び支払基金交付金等の精算に伴い、超過して交付された負担金等の返還として4,916万9,000円を追加するものでございます。

6ページをご覧ください。

6款2項1目一般会計繰出金は、令和4年度決算に基づき、超過して繰入れされた町負担分を精算するために526万5,000円を追加いたしました。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、3ページをご覧ください。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金及び5款県支出金は、歳出予算の地域支援事業費の精査及び人件費に係る補助対象事業費の精査等により特定財源をそれぞれ減額するものでございます。

4ページをご覧ください。

7款繰入金は、歳出の地域支援事業費の精査及び人件費に係る補助対象費の精査により、1項2目及び3目地域支援事業繰入金を29万7,000円減額し、5目その他一般会計繰入金を150万円追加するものでございます。

最後に、8款1項1目繰越金は、返還金等の追加に伴い不足する財源を補うために、前年度繰越金を5,390万5,000円追加いたしました。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第54号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第54号 令和5年度大江町介護保険特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第6、議第55号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第55号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

初めに、3ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、宅地造成事業の既定の借入れ限度を5,480万円減額し、9,520万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

1款1項1目宅地造成費は、百目木地区堤防整備に係る移転団地の造成地を当初2か所と予定しておりましたが、移転予定者の意向調査をしていく中で、1か所の造成地で足りる見込みとなったことから、測量設計等委託料及び登記事務委託料合わせて3,515万円、それと用地費を1,000万円、物件補償費を3,235万円減額するものでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

2款1項1目宅地造成費負担金及び6款1項1目宅地造成事業債は、団地造成箇所が1か所となり事業費が減少することから、宅地造成費負担金では上下水道、道路の新設に係る負担金を合わせて2,310万円、宅地造成事業債を5,480万円減額するものでございます。

3款1項1目一般会計繰入金及び4款1項1目繰越金は、前年度決算に伴い前年度の繰越金を49万4,000円追加し、歳入歳出の調整のため一般会計繰入金を9万4,000円減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第55号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第55号 令和5年度大江町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第7、議第56号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第56号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の詳細についてご説明を申し上げます。

3ページをお開き願いたいと思います。

第2表地方債補正につきましては、公共下水道事業の既定の借入れ限度を290万円減額し、2,590万円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、5ページをお開きください。

3款1項1目下水道建設費は、公共下水道事業に従事する職員の変更に伴いまして、給料から共済費までの人件費52万円を減額するものでございます。

また、負担金、補助及び交付金は、百目木地区堤防整備に伴う移転団地の整備が2か所から1か所になったことにより、580万円減額するものでございます。

次に、歳入について説明をいたします。

4ページをご覧ください。

3款1項1目公共下水道事業費国庫補助金は、補助対象事業費の減に伴い、都市構造再編集集中支援事業費を290万円減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金は、歳入歳出の補正に伴いまして402万9,000円減額するものでございます。

5款1項1目繰越金は、令和4年度の決算に基づき、前年度繰越金を350万9,000円追加するものでございます。

7款1項1目公共下水道事業債は、起債対象事業費の減に伴いまして290万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第56号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第56号 令和5年度大江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第8、議第57号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第57号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたしますので、4ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、農業集落排水事業に従事する職員の変更に伴い、給料から共済費までの人件費を255万円追加するものでございます。

2 款 1 項 1 目維持管理費は、薬品代の値上げ等によりまして農業集落排水施設の管理運営に要する消耗品が不足するため、消耗品費を7万円追加するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

3 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、歳入歳出を調整するため158万2,000円を追加するものであり、4 款 1 項 1 目繰越金は、前年度決算に基づき、前年度繰越金103万8,000円を追加するものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第57号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第57号 令和5年度大江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第58号の説明、質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第9、議第58号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

担当課長の詳細説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第58号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）
についてご説明を申し上げます。

補正予算明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出のほうからご説明をさせていただきます。

1款1項4目総係費は、水道事業における人員配置の変更に伴いまして、給与及び手当等を減額するものでございます。

収益的収入につきましては、1款2項3目他会計補助金は、支出の補正に伴いまして、一般会計補助金を360万円減額するものでございます。

次に、7ページの資本的収入及び支出について、支出のほうから説明をさせていただきます。

1款1項1目増設改良費の1節工事請負費は、消火栓更新のほか、当初予定をしておりました荻野水管橋の更新が河川占用の関係で施工が困難になるというようなことから、町道の堂屋敷塩野平線に配水管を布設するというようなことで、塩野平のほうから堂屋敷及び荻野のほうに水道管を供給する方法に変更するというようなことで考えておりまして、761万2,000円を追加するものでございます。

これに伴いまして、2節委託料の荻野水管橋実施設計が必要なくなるということから330万円を減額するものでございます。

3節負担金の百目木地区宅地造成の330万円の減額につきましては、百目木地区堤防整備に伴う移転団地の整備を当初2か所から1か所にするというようなことから、水道施設整備に要する費用が減となったことから、これに合わせて負担金を減額するものでございます。

資本的収入につきましては、1款1項1目企業債は、百目木地区宅地造成事業費負担金に係る企業債を330万円減額するものでございます。

1款3項1目負担金につきましては、消火栓更新工事負担金として531万2,000円を追加するものでございます。

なお、今回の補正によりまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金で補填させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（宇津江雅人君） 議第58号の質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） ありませんか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 7ページです。資本的収入及び支出。収入が資本的収入、企業債負担金というふうになっております。

条件等々、相手先と打合せで決めるというふうになっているんですけども、一体いつぐらいに、どういう、リリースは大体どんなふうなのか、相手先との協議ですからなんですけれども、というのは、世界的に金利上昇となっております。ですので、起債環境が一体どういうものなのか、これからどういうふうに財政的に裏づけを持っていくのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） こちらについてはまだ借入れというような形ではしておりませんが、利率についてはやはり年々上がっているというような状況です。ちょっと今回については、これからというようなことの中でございますが、今後さらに上がってくるのかなという事は、予測はさせていただいております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

3番、大沼清人君。

○3番（大沼清人君） 追加で質問なんですけれども、押しなべてこの町債、企業債というのは、期間は何年ぐらい、あるいは大体今までは何%くらいだったというのはありますか。

○議長（宇津江雅人君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 造るものによって、その期間というのは変わってくるわけなんですけれども、長いもので、決算書のほうでも記載はさせていただいているところがございますが、発行年数で、一番古くが平成20年からということで今現在残っているというようなことを考えますと、20年とかというようなことでお借りしているというようなこともございます。

平成20年度にお借りした、これは財政融資資金のほうですが、年の利率が2%、それからずっと下がってきまして、令和2年がちょっと低くなっているのかなと思いますが、大体0.3%というふうな利率になっております。そこから少し上がってきているというようなことで、今後とも上がってくるのかなというようなことで考えております。

以上です。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 起債の種類についてでありますけれども、水道関係の起債につきましては、原則5年据置き30年償還というものがほとんどかと思えます。細かい条件で若干違ってくるんですが、そうしたことになっているかと思えます。

○議長（宇津江雅人君） よろしいですか。

○3番（大沼清人君） 5年据置きということは5年たったら変動金利になるという意味、理解でいいですか。

○議長（宇津江雅人君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 元利均等償還というふうな方式で借入れをしているかと思えます。5年間は元金据置きです。最初の年から利息は払わなくちゃならないですが、元金の償還は据置きというようなことになります。

○議長（宇津江雅人君） ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 討論なしと認め、採決します。

議第58号 令和5年度大江町水道事業会計補正予算（第1号）、これを原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員会設置及び付託

○議長（宇津江雅人君） 日程第10、決算特別委員会の設置及び付託です。

お諮りします。

議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について。本議案は、議長を除く10

名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は、議長を除く10名の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定しました。

決算特別委員会の審査が終了するまで、一旦、本会議は休会とします。

決算特別委員会は、大江町議会委員会条例第8条第1項の規定により、議場において、本日11時20分に招集します。

ここで一旦、休会とします。

以上です。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時42分

○議長（宇津江雅人君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎決算特別委員会報告

○議長（宇津江雅人君） 日程第11、決算特別委員会報告です。

議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定についての議案に関して、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

10番、土田勵一君。

○決算特別委員会委員長（土田勵一君） 決算特別委員会審査の報告をいたします。

1、件名、議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について。

2、審査の経過、本定例会で付託されました令和4年度大江町水道事業会計決算について、慎重に審査した結果、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

本委員会は上記のとおり決定したので、ご報告いたします。

令和5年10月3日、決算特別委員会委員長、土田勸一。

大江町議会議長、宇津江雅人殿。

以上であります。

◎議第59号の質疑、討論、採決

○議長（宇津江雅人君） 日程第12、議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について、本議案に関する決算特別委員会委員長の報告は、原案のとおり認定するというものであります。

決算審査特別委員会は、議長を除く全議員で構成されています。

よって、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宇津江雅人君） 質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

異議なしと認めます。

議第59号 令和4年度大江町水道事業会計決算の認定について、これを委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（宇津江雅人君） 全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎閉会の宣言

○議長（宇津江雅人君） 以上で本日の議事日程は全て終了するとともに、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和5年第3回大江町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 5 年 12 月 18 日

議 長 宇津江 雅人

署 名 議 員 大沼 清人

署 名 議 員 藤野 広美